

## 決算特別委員会記録

開 会 年 月 日	平成24年9月21日
開 議 時 刻	午前 9時59分
散 会 時 刻	午後 3時50分
出 席 委 員 名	◎中村豊治 ○上田修一 野崎隆太 世古 明 野口佳子
	福井輝夫 辻 孝記 品川幸久 長田 朗 小山 敏
	工村一三 宿 典泰 世古口新吾
	西山 則夫議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	世古 明 辻 孝記
担 当 書 記	中野 諭
審 議 議 案	「議案第72号 平成23年度決算認定について」外4件一括
説 明 員	市長、副市長、総務部長、ほか関係参与

## 審査の経過ならびに概要

午前9時58分、中村委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第72号 平成23年度決算認定について外4件一括」を議題とし、審査の進め方は委員長に一任することを諮り決定の後、議案第72号の歳入から審査に入り、款2総務費、項1総務管理費、目5恩給及び退職年金費まで審査を終わり、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、明24日午前10時から継続会議を開くことと決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時50分に散会した。

なお、審査に入る前に、中村委員長から、委員に対し、審査に当たっては決算に対する質疑にとどめ、発言は起立のうね一問一答で簡潔に行うこと、当局参与に対し、答弁は要領よく簡潔に行うようにとの注意があった。

## 審査の概要

### ○中村豊治委員長

ただいまから決算特別委員会の継続会議を開きます。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立をいたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、世古委員、辻委員の御両名を指名いたします。

それでは「議案第72号平成23年度決算認定について」外4件を一括議題といたします。

審査の進め方につきましては、委員長に御一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○中村委員長

はい、ありがとうございます。御異議なしと認めます。そのように決定をいたします。

審査につきましては、72号から順次審査を行い、審査を終わった後、5件一括に対する討論を行い、続いて採決を行う形で会議を進めたいと思います。

よろしく願いいたします。

また審査に入る前に、委員長から一言お願いを申し上げたいと思います。

審査につきましては、23年度決算に対する質疑にとどめていただきたいと思います。

また、起立の上、発言していただきますようお願いを申し上げます。

なお、質疑につきましては、一問一答方式で行い、簡潔によりお願いいたします。

また、当局職員の皆様におかれましても、この点御理解いただきたいと思います。

当局の説明員の方におかれましても、発言の際、挙手の上、大きな声ではっきりと、自らの職名を告げていただきますように冒頭お願いをさせていただきたいと思います。

また、委員の質疑の要旨を的確に把握されまして、答弁につきましては要領よく、簡潔に願いまし、審査の進行に御協力をいただきますようお願いをいたします。

いずれにいたしましても効率よく常に緊張感を持ってこの会議について進めさせていただきたいと思っております。

委員並びに当局の皆様の格別の協力を重ねてお願いを申し上げます。

それではですね、5件一括の議案中、議案第72号平成23年度決算認定から御審査を願うことにいたします。

事項別明細書により、一般会計からの審査に入ります。

50ページを開いていただきたいと思います。

その前に、本日は、今日は、この1枚の紙を配付させていただきました。この内容につきましては、主要な施策の成果説明書、表記変更対象事業一覧表ということで31項目の主要事業について、細かく整理をさせていただいておりますので、成果説明書参考の上にしていただいて、また、審査のお願いをさせていただきたいというぐあいに思います。

## 【款1市税】一括

### ◎中村委員長

それでは50ページをお願いいたします。

歳入、款1市税からの審査をお願いいたします。

御発言がございましたらお願いいたします。

世古口委員。

市税につきましては一括でお願いいたします。

### ○世古口委員

おはようございます。

委員長から発言許可をいただきましたので、市税につきまして質問をさせていただきます。

まず、税の徴収につきましては特別徴収あるいはまた普通徴収と2種類あると思いますが、非常に今景気低迷の中におきまして特別徴収が減ってきておるのではないかとということで思います。

そうした中で、こういった動きになっておるのかお聞きをしたいと思います。

### ●岡課税課長

特別徴収とおっしゃられましたので割合のことでしょうか。割合のことですと現年、平成23年度といたしましては、税額別で特別徴収約7割、普通徴収・納付書払いが約3割。

人数ベースでいきますと、特別徴収が約66%ですね、普通徴収が約34%という割合になっておりまして、特別徴収の割合としては年々増加をしているという傾向にございます。

### ○世古口委員

ありがとうございます。

今非常に政治情勢が極めて不安定でございますし、赤字国債発行等に不可欠な公債発行特例法案が国においても宙に浮いているような状態でございます。

そうした中で、地方交付税に影響が出てくるのが必死ではないかと考えます。今後いかに自主財源を確保していくか。そしてまた施策の中でどのように自主財源、収入を確保していくか。収入収納対策をも含めまして、当局の見解をお聞きしておきたいと思います。

●西山収税課長

お答えいたします。

いかに税収を確保していくかというところでございます。基本的には、まず税収の確保については、市民の方々に、納めやすい環境を提供するというところが一つ大切なところかと思っております。そのためには、まずは納付環境の拡大というふうなところが重要かとなってきております。

それから納期までに納めていただけない方につきましては、督促状、催告、そういったことを繰り返し行っておりますし、訪問徴収もさせていただいております。

また最終的にはそれでも滞納が続く方には、財産調査を強化して、滞納処分を進めていくとまいるというふうなところで、基本的な考え方は、そういうふうなところで税の確保に努めてまいりたいとこのように考えております。

○世古口委員

ただいま答弁をいただきまして、税の収納率アップに非常に努力をしているということにつきましてわかるわけでございますが、やはりそのためには、職員の特別な専門的な研修、あるいはまた、職員配置の精査ですか、そういったこともあわせてやっていく必要があるのではなからうかと思っておりますが、その辺につきましての考え方をお聞きしたいと思います。

●西山収税課長

職員の育成というところについてでございます。例えば三重の地方税回収機構であったりとか、県であったりとか、それからいろんな民間の研修がございます。先ほど申し上げましたように滞納処分とかの専門的な知識を職員も身につけていかないと太刀打ちできないというふうなところがございます。年間もかなりの件数、初任者研修から専門的な研修まで職員を研修に派遣して人材育成に努めているところでございます。

○世古口委員

それでは、23年度の決算の中におきまして、例年と金額的には変わらんわけでございますが、市税の関係で、市税全体で18億強の収入未済額がございます。そうした中で、やはり料と合わせますと、30億くらいになるのではなからうかなという判断をするわけでございますが、これにつきましていろいろ努力されておるということは十分理解するわけでございますが、数字的に、パーセント的にほとんど例年と変わっておらない。これにつきましては、非常に不景気の中で、それ以上の努力をしてもらっておるという判断もできるわけでございますが、やはり、抜本的と申しますか、思い切った対策も必要ではなからうかなと、このように思います。やはり数字がものをいうということでございますのでその辺につきまして、さらなる当局の取り組みにつきましての決意と申しますか、そういったことにつきましてもお聞きしておきたいと思っております。

●西山収税課長

さらなる努力というところでございます。何回もあれですけれども、差し押さえの強化というふうな部分におきましては、例えばやっぱり、これまでも財産調査というふうなところをしっかりとやってきたところがございます。平成22年度と比べまして平成23年度は3倍強の財産調査もさせていただきました。まだまだ効率的なやり方もあるんじゃないかというふうに思っております。まずは、滞納

整理、滞納処分というところは財産調査がかなめかと思っております。

それから差し押さえの物件等についても、基本的には債権等を中心にやっておりますけれども、さらに拡大、どういうふうにしたらどういうふうなものかというふうなことも研究してまいりたいと思います。

#### ○世古口委員

市民税、そしてまた固定資産税、そして、軽自動車税といろいろとある中におきましても、生活困窮者が多いといいますが、市民税の関係あるいはまた固定資産税、都市計画税、大きなウエートを占めておると思いますが、やはり、これらにつきましても、非常に滞納が多い。そしてまた、料の関係につきましても、102 件の債権回収対策室への移管があったように聞きますが、この中におきましても、まだまだ、もっと精査していただいて、努力していただかなければいけない面があるのではなかろうかな。そしてまた、収納率を上げるためにいかにこういったことについて対応しておるのか再度お聞かせ願いたいと思っております。

#### ●藤本総務部長

収入未済額につきましては、議員御紹介いただきましたように、現在も税・料を合わせまして 30 億ほどございます。いかにこれらの縮減を図っていくかということでございます。財産調査、滞納処分するためにはですね、財産の調査をさせていただかないといけません。これにつきましては本会議でも御答弁申し上げましたが、22 年度と比べまして約 3 倍の財産調査をさせていただいております。これは税関係でございますが、滞納処分につきましても、倍ほど、倍近くの滞納処分をさせていただきました。こういった縮減を図るには一つにはやっぱり職員の強い意識というのが必要であろうかと思っております。そちらの方につきましては、担当の方はよく頑張っているというふうに思っております。

ただ、議員も御指摘ございましたけれども、管理職の方で強いリーダーシップを持ってですね、これからその財産調査の強化であるとか、いま一つ考えておりますのは、以前徴収の一元化について、いろいろと御議論いただいたことがございます。旧伊勢市の時になりますけれども平成 16 年 17 年に一度試行的にさせてもらったことがございます。検証した結果、あんまり効果があがらないということで、そのままになってございます。そのことについても、再度、本当にそうなのかどうなのか、もう 1 回見きわめたいと思っております。今ちょっと収税で検討をさせていただいておるような状況でございます。

いずれにしましても効果が高いと見られるもの、それから可能性があるもの、これらについてはですね、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

#### ○世古口委員

最後にします。御答弁ありがとうございました。長引く不況で厳しい情勢の中におきまして、課あるいは職員も大変な努力が今後も要求されると思えますし、それがなければ収納率は上がるどころか下がっていくということも十分予測されますので、課あるいはまた担当職員大変御苦労さんでございと思いますが、気を引き締めてしっかり対応してもらいたいなどこのように発言しまして質問は終わらせていただきます。

◎中村委員長

他にございませんか・・・野崎委員。

○野崎委員

すいません。僕からは、市税の中の3番、軽自動車税についてちょっと質問させていただきます。この軽自動車税につきましては、調定額3億円に対して、収入額が2億6,500万円で、監査の意見書を見てみますと徴収率は88.2%となっております。

これは平成22年度と比較して0.9%向上しております、徴収の努力を大分していただいたのかなと思うところではありますが、不納欠損額、こちらを見てみますと約427万円となっております。さらに内訳を見てみますと、消滅時効によるものが件数金額とも、90%以上占めている状況ではないかなと思うのですが、車検制度なんかもある中で、なぜ5年経過による消滅時効というのが、このように発生するのかを少しお聞かせをいただけますでしょうか。

●西山収税課長

お答えいたします。車検制度と消滅時効の関連についてでございますが、軽自動車税の中には原付自転車などの車検制度のないようなものもございます。

それから車検制度がある車両だとしても、例えば税の滞納がある後に、例えば廃車なんかをしてしまったというふうなところで滞納税だけが残ってしまうというふうなところもございます。

そういった場合に車検のための納税というのが必要でなくなるというふうなことから、納付の意識がかなり低くなれることか予想されております。そういったことからなかなか納付をいただけないというところが現状でございます。

○野崎委員

先ほどの世古口委員からも取り締まりといいますか、どういうふうに戻収をしていくかというような話があったかと思うんですが、こういった車検制度のないものであるとか、もしくはその廃車になった場合なんか、こういったものは消滅時効が発生をするというのは理解をさせていただきました。

しかしですね、そういった案件で納付の意識が弱くなっている方にも、何とか意識をあげてもらって、税金を納付していただかないといけないかなと思っております。

例えば原動機付自転車であれば、まず若干、年齢的には若年層が持っていたりとか、そういういろんな都合もあるかなと思うんですが、そのあたりちょっと取り組みをどのようにされているかを説明いただけますでしょうか。

●西山収税課長

委員仰せのとおり若年層が多いとかというふうなこともあろうかと思えますし、軽自動車税の場合ですね、比較的税額が低いことであつたりとか、納期が1回であつたりとかというふうなところで意識の欠如といいますか、そういったところが滞納につながっているものというふうに考えております。私どもといたしましては、また、税込確保の大原則といたしまして、納付環境の充実、税に関する知識とか、仕組みとか、そういったものの啓発をしていくのも一つの務めかと思っております。

広報いせとかケーブルテレビ、それからホームページ等を通じて、啓発をしていくことによって、納税意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎中村委員長

よろしいですか。他にございませんか。

品川委員。

○品川委員

私もちょっと野崎委員と同じところでお聞きしようと思っていました。特に電動付自転車の場合ですね、先ほど言われたのは、僕はちょっと違うと思うんですね。若い年代が持っておっても、親が納入していただいております。それというのはね、二十歳を過ぎたあとね、持っておる人らが実際原動機付自転車に税金がかかるかかからないかがわからない部分がありますね。

それから、年をとられた方が、今まで乗っておったんだけど、乗らなくなって、倉庫にしまっておいたりする。また、川なんかには原動機付自転車がほってありますよね。

あれもナンバープレートが返されていなかったら、ずっと課税をされておるということがわかっていないということが問題だと思うんですね、それで当然当局からも、納税してくださいよという通知が行くかもわかりませんが本来なら、それは使っておられますかというようなことを1回出すべきやと僕は思うんですね。

そうすると、使っていなかったら廃車をしてくださいと。使っていなくても税金はかかっていますよというようなことを把握しないと、これずっとこの不納欠損を消えんと思うんですね。

同じ、ずっと、それが消えていく。なくなった方が、まだ倉庫の中に原動機付自転車が入れてあるということもようけあるわけでしょう。だからやっぱりそれはきっちりと、そういうところの把握をしないと、通知を出して、なんの通知やろなど。うちは原動機付自転車を使っていないよと思う方は払わないと思うんですね。だからそういうことを周知するということが大事やと思うんですね、そこら辺だけちょっと答弁ください。

●岡課税課長

課税客体の把握ということにもつながろうかと思っておりますので私から御答弁させていただきます。

今おっしゃっていただいたこともごくたまにございます。それが発覚するきっかけと申しますのは、滞納の状況からということになりまして、今現在、可能な範囲の部分の中で、収税課と課税課で連携をいたしながら、課税客体の把握ということも含めて、もしそういうことで委員のおっしゃっていただいたような案件が生じた場合は、まず課税保留するとか、把握させていただいたあとで御指導もさせていただきますながら、廃車登録をしていただくとか、そういうようなことの中で、そういう適正な課税ができますよ、また徴収との連携の中で少しでも不納欠損が減るようにということで対応させていただきたいと思いますが、さらにいい方法があるかどうかということも研究させていただきたいと思っております。

◎中村委員長

他にございませんか。宿委員。

○宿委員

すいません、私もこの市税のところで若干御質問申し上げたいと思います。

市税ということで、調定額は 184 億 9,200 万、まあ 300 万弱ですけれども、その中で、非常に重要視するのが、なぜ収入未済額の 18 億 3,563 万 5,659 円、もう 18 億 3,500 万という多額の収入未済があったということの分析を、もう少しきちっとやらないと高いと思うんですね、そのあたりのことを本当にどういう状況であったかということを担当課でもう少し詳しく御説明をいただければと思います。

#### ●西山収税課長

未集金の原因ということでお答えをさせていただきます。

この 18 億円の収入未済というところにつきましては、主な原因といたしましては、法人の事業不振、これは個人事業主も含む中で経営不振というものがございます。

それから、やはり生活困窮でそういったものが中心になってきます。

30 万円以上の滞納原因をちょっと分析させていただきました。30 万円以上の滞納者、これが 1,428 人ほどみえます。全体の滞納者は 8,800 人ほどおります。率にいたしましては 15、16%かと思うんですが、その方たちの滞納額が、積算をしますと、12 億ぐらい占めてくる。いわゆる高額滞納者であり、なおかつそういった方々が事業不振、生活困窮といったところがこの 18 億の未収金の大半を占めているというふうなところで理解をさせていただいております。

#### ○宿委員

30 万以上ということで、今御報告がありました。当然、総務部長から財産の差し押さえも含めて 3 倍になったということです。実際は、部長からの告知がありましたので、私も申し上げると 16、7 年ごろに一元化の話がありました。あのときは非常に、私も熱意を込めて御質問申し上げたことを思い出しました。

あの当時から、やはり一元化をして、税、料とありますけれども、やはり全職員一緒になって、この滞納というのか、収納に向けて一丸となってやっていくというような気構えもそうでありましてけれども、組織として、きちっとやらなければならないのと違うかなというようなことを申し上げて、そのときには、今何か反省も含めて、いろいろとこれから協議をして、もう一度その点についての話もありますけれども、そのあたりのことっていうのがもう少しやはり…、粘り強く徴収にあたるということも必要ではないかなと、今言われておる、滞納になりましたからの後の処理と滞納になるまでの手法というのはいくらも違わぬわけですね、滞納にならないような、状況をいかにこう粘り強くやっていくかということをお先ほど市長はもちろんですけれども、各、関係のない担当部局というのですか、そのあたりのこともきちっとやってかないかと。全然違う課の部長さんが今どうなんや、収税の状況はどうなんやということをお聞かれるぐらい、やはり熱心に皆さんの…、その給料の出所でもありますから、それぐらいの気持ちできちっとやるということが私必要ではないかなと、こんなことを思うんですけれども、滞納になるまでの手法となつてからの後のですね、処分のやり方であったりとかの債権の回収の仕方であったりというのはちょっと別ものだと思いますので、あんまりまぜこぜにしない状況で、ちょっと御答弁をいただければなと思います。

#### ●西山収税課長

お答えいたします。

まず過去にそういった管理職員の方々に応援をいただいて、全庁を挙げての徴収というふうなところもやっておりました。いろんな効率の面で、それもやめさせていただいております。



まず、いかに滞納を生み出さないかというふうなところがございます。当然大切な財源でございますので、全職員に意識を持っていただくことは必要かと思っております。その中でも税の仕組みとか、その必要性というふうなものを、まだまだ、私としては、広報面が弱いかなというふうに思っております。極論を言えば、現在の税収の状況とか、そういったものを、例えば、庁内メールなんかで発信をするとか、そういったことで意識付けをしていくことが必要なのかなというふうに思っております。

またいかに滞納を出さないかというふうなところがございますけれども、やっぱり納税環境の充実というふうなところが必要にはなってくると思っております。

コンビニエンスストアによる収納というふうな部分が一つの大きな取り組みだったかなと思っておりますが、さらに、まだまだ検討中がございますけれども、クレジットカードによる納付とか、そういった納付環境の整備を進めていくことが重要かというふうに思っております。以上でございます。

#### ○宿委員。

今言われた御答弁そのとおりなのでしょう。納税環境というのは、我々が経験している以上に、今現状については、コンビニでも納めることができるし、いろんな手法をとってやっていただいております。それはそれで認めておるわけです。ただし日ごろの滞納についてですね、やはりどれくらい把握をしていくかと、月々にどれくらいか把握をしていくかということは、非常に重要ではないかなと。極論を言えば、滞納者がおられるところ、近所に職員が住んでおるならば、一度寄っていただくぐらいの、ぐらいですよ、気構えがないと、やはり粘り強い状況にはならないと思うわけですよ。

そのあたりのことを、やっぱり全職員でやっておるかどうかということは、非常に私は…、ちょっと不満なところがありますね。あえて企業側の不振とか、経営者側というような、受身サイドだけでいけるような問題ではないと思うんです。

それだけに、財産の差し押さえまで今やられておるわけじゃないですか。そのあたりというのはもう少し対策としてもっと現実的な危機感を持った状況をつくるという必要はあるんじゃないかなとこんなことを思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

#### ●西山収税課長

お答えいたします。

危機感というふうなものは、私どもも、職員、まあ少なくとも収税課職員は当然のことですけれども、全職員に持っていただかなあかんことやと思っております。月々の、例えば徴収状況というふうな部分でございますけれども、毎月、集計をいたしまして率を追っております。それ単に数字を見て上がった、下がったとかいうふうなことではなくして、どういった部分が弱いのか、どういった部分が予定どおりいっておるのか。例えば滞納処分を含めてですけれども、そういった月に1回ぐらいの状況を把握しながら、進行管理を進めて滞納の整理に当たっていくというふうなところが今必要のかなと思っております。

#### ○宿委員

これ決算ですから今後の課題も含めてですね、検証もしていかなければならないと思います、それは。ただ、数字的には18億3,500万という未収があるということですから、これについてはもう重きを置いてほしいと思います。

それと、もう1点、不納欠損額として、市税の7項目を合わすと1億6,000万からの不納欠損をす

るわけです。

やはり市民の方は、公平公正できちっと納付をしておられると思いますけれども、一方いろんな理由の中で1億6,000万から不納欠損、もう取り立てできないよという状況になってしまうわけでありませう。先ほど申した収入未済の額というのが少なければ少ないほどやっぱり不納欠損というのは少なくなるのは、もう当たり前の論理ですよ。そのことを繰り返ししながら、こうやってみえるというところを、やはり非常にですね、現年度分をいかに徴収するかということを私は何度も言いますが、危機感をもって全職員で当たっていくというようなことをしないとですね。我々の課は関係がないやというような、よそ吹く風でおるような状況ではいかんと思うんですが、そのあたり、責任のある方から御答弁ください。

#### ●藤本総務部長

全くおっしゃるとおりかと思えます。この18億の収入未済額のうちの75%が滞納繰越分でございます。そういうことからいたしましてもいかに現年度中に、そういう収納対策を行っていくか、ここにつけるというふうに考えております。

先ほども私申し上げましたんですけれども、そのためには、徴収の一元化というの、積極的に今検討しておるところでございますけれども、できる限りそのような方向で、庁内の中で一体的に取り組めるように頑張りたいというふうに考えております。

#### ◎中村委員長

よろしいですか。他にございましたら・・・、長田委員。

#### ○長田委員

先ほど世古口委員が触れられました特別徴収と普通徴収について、重複を避けて聞かせいただきます。

先ほどお答えの中で23年度は約7対3という比率ということでお答えいただきました。

これについてはよくここまで来たなという思いもあるかとも思うんですけれども、まだこれが上限ではないということで、もう少し特別徴収を上げられると思うんですけど、その辺の見通しはいかがでしょうか。

#### ●岡課税課長

実はですね、特別徴収の加入を促進させていくというのは取り組みを県下全体で今現在行っております。平成21年度から取り組んでおりますが、税法上は、源泉徴収義務と同等の義務をしないということになっておりまして、事業者は、そういう義務をしなければならないとなっておりますが、事務的なこととか、諸般のいろんな事情があつて、なかなか事務的にも大変になりますので、御協力いただけなかったところもあるのですが、県下全体で取り組むことによって、そうしなくてはいけないという雰囲気づくりも含めて、今現在、鋭意取り組んでおります。

結果としまして、まだ検討を進めている最中でございますが、平成26年度から県下全体で取り組みを強化していこうと。事前の段階といたしましては、各団体のお願いか、事業者へのお願ひの中でそういう推進をしております、実績といたしまして、人数ベースでいったほうがわかりやすいかと思っておりますので、実際に取り組みを始める平成27年度におきましては、特別徴収の割合は約46%、人数

ベースで約 46%、ところが先ほど申しました平成 23 年度ベースで、約 66%ということで…、ごめんなさい 20 年度ですね、20 年度が約 46%から、23 年度約 66%ということで約 2 割の割合をふやしているということでございますので、これをさらに強化して取り組んでまいりたいというふうに考えております

○長田委員

これはぜひお願いしたいと思うんですわ。特別徴収については、2つの点で大事なことだと。

一つは地方税法からしても、これは義務ですよ。給与所得者については毎月天引きするということになっていて、アルバイトであってもそういうふうにするということからすれば、その仕組みを守るという意味では一つ大切なことですし、もう一つは徴収率からしても、特別徴収の場合は、99%の徴収率であるけれども、普通徴収ですと 90%ぐらいということで、約 1.1 倍の差があるということで、特別徴収は当然徴収率が高いという点では、言葉は悪いですが、そちらに追い込むというか、そちらで徴収したほうが、率が上がるということになるかと思えます。

今これからの取り組みということで、全県で 26 年度、27 年度いうことで取り組まれるという話なので、これからの御努力に期待するということにしたいと思えます。

もう 1 点ですけれども、個人住民税特別滞納整理班というのが県にございまして、これは市町の税の関係者も協力する中で、徴収に当たっておるそういう班があるということですが、それについてお聞かせいただけますでしょうか。

●西山収税課長

お答えいたします。県の特別徴収班というところでございます。市県民税に関しまして滞納がある案件については、地方税法の第 48 条によるところなんですけれども、県の徴収によると。市が職員としての派遣をさせていただいて共同で徴収をするとかいうふうなところで成果も上げているというふう聞いております。私どもとしては、当初といたしましては、まだ市民税のみであるというふうな部分と限られた職員の中でというふうなところで、現在そこへの職員派遣には至っておりません。

○長田委員

それでですね、これ県がそういう整理班をつくってですね、市町も協力する形で行われているという中で、その参加市町の中に伊勢市が入っていないので質問をさせていただいたんですわ。この近隣では志摩市、尾鷲市とか、鳥羽市も入っていますし、また津市ももちろん入っています。そういう中で伊勢市が入っていないと。また県からいただいたデータによると、そういう回収整理班に参加している市町は、この滞納処分の徴収率については、上位に位置しているというふうなデータもあって、その中で伊勢市は 27 位ということで、最下位が 29 位ですけど、27 位ということからすると、この一覽、このデータだけ見ると、これやったらちょっとそこへ参加して、一生懸命やれば、皆さん参加しているというところは上のほうのランクになっているんで参加したらどうかという話も感じるんですけども、この辺はいかがでしょうか。

●西山収税課長

お答えします。委員仰せのとおりですね、参加されとる市町はかなり徴収率がいいというふうなところでございます。

特に津市さんなんかは、ほかの税への波及の効果も出ておるのではないかというふうな意見もいただきました。

また、職員の派遣についても、いろいろと、1年であったり半年やったり、ノウハウをつけるというふうな部分での効果もあるというふうに聞いております。

ただ、今先ほど申しあげましたように限られた職員数という中での話でございしますが、やはり特に成果を上げられている市なんかにはですね、直接訪問してお伺いするとか、そういったところですね、成果があるというふうに判断をさせてもらえれば、そういったことも参加させていただくというふうなことを検討したいと思っております。

#### ○長田委員

とにかく徴収率を上げるというのは、本当に税の公平性を維持するためにも非常に大事なことであります。本当に正直者がばかをみるというふうなことになるといかんわけで、そういうことを委員は非常に力強く訴えるわけですが、本当に先ほどの御答弁の中で平成 22 年度は3倍の財産調査を行ったとかいろいろな努力の跡はみられます。債権回収対策室の設置とかいろんな方法でも差し押さえも研究したいというふうなことも今ありました。その中で県と、そういうふうにスキルを共有することによって、そういうスキルをそこで培って、滞納整理班に参加することでよかったこととして、そこでスキルを持って、市町に帰っているいろいろと差し押さえとか、非常に悪質なケースに対応するとかというふうなことが意見としてのっていました。

ですからあらゆる努力をするという意味では、この滞納整理班に伊勢市が全く参加していないと。その結果として、下から数えて3番目と、27位という結果からすれば、それをやっぱり上げることが、伊勢の市民の納税意欲をアップするためにも必要ではないかということですが、その辺の御意見を伺えますでしょうか。

#### ●西山収税課長

やはり滞納整理には王道はないというふうなところを言われておりますが、実質ですね、やっぱり徴収率を上げてみえる市町さんは、差し押さえや滞納処分を強化しているところでございます。県との共同というふうなところで、スキルを持ち帰っていただいて、それを役立ていただくというふうなことも十分効果があるのかなというふうには思っております。

ただし今現在ですね、私どもの職員1名ですが、三重地方税管理回収機構の方に派遣をさせていただいております。

あちらの組織も専門的な法にも精通した顧問を置きながらですね、各市町から職員が集まっているんですけども、かなりスキルを上げておりますし、いわゆる悪質な滞納者に対しても毅然たる対応で成果を挙げているというふうなところも聞いております。

そういった1名職員を派遣しているというふうなところもありますので、そちらのほうで対応させていただいているというふうなところがございます。

#### ◎中村委員長

他にございませんか。工村委員。

## ○工村委員

私も少しお伺いしたいと思います。

先ほど収入未済額のところで宿議員がお話していただきました。私はですね、これからこの収入未済額を少なくするためにもと思ひまして、この不納欠損額の内容について少しお尋ねしたいと思います。

この費目別の不納欠損状況について、今度様式を変えていただきまして、ある程度細かく記入していただいておりますので、非常にわかりやすくなったなというふうに感謝しております。その中で、市民税、固定資産税について少しお伺いしておきたいと思ひますけど、実質消滅時効が、昨年と比べて、件数的にはふえているわりに金額的には、市民税で約 1,700 万、それから、消滅時効の固定資産税で 3,000 万ぐらいは、消滅が少なくなっていると喜ばしい傾向にあるというふうに見ております。

ただ、この件数が多くなったということに対しましてはやっぱり今の時世、生活苦の人も多くなった、倒産も多くなったというふうにこの表からは分析できるというふうに思ひます。

ただ、この中に財産等徴収不能とか、処分執行停止の継続とかというふうな項目に分かれておりますと、あるところからはやっぱりとっていただければならない。無理して、今日明日食べていけない人には、とってはいかんというようなこともございますけれども、税の公平性からいって、この消滅事項に関しましてどのように分析をされておるのか。

また、これから収入未済額を少しでも少なくするためにも、この辺の分析、あるいは悪質なのはどうかというのがあったのかということもまずお聞きしたいと思います。

## ●西山収税課長

消滅時効については、私ども徴税吏員としては断腸の思いで欠損をさせていただいております。

時効ということところで平成 18 年不可分というふうなところが 1 番、件数的に多くなっているかと思ひます。

やはり時効で欠損をしてしまう、多くの理由というのは、先ほどの未収金と同じになってしまうんですけども事業の不振とか借金過多、こういったところで資金力がなくなっている。また、死亡や行方不明などの方についてもございます。

本来は、こういった消滅時効の中でも単純時効というふうなものもございます。事業不振とかこういう資金がないというふうな場合はですね、実は地方税法で処分の執行の停止というふうなことができるというふうなところもございます。

ただ、私どもといたしましては、処分の執行停止をしてしまうよりはですね、経営の厳しい中、生活の厳しい中ですが少しでも可能性を残しておいて、納付を粘り強くお願いをしていくというふうな姿勢で、こういった数字があがっているものでございます。当然・・・かといってですね、これが結果的には納めていただかなかった結果、5 年がたって時効を迎えてしまうという現実もございます。

やはり、こういったところにつきましては、さらに、より効率的に、なおかつ、いろんな種類の財産も調べられるように、専門的なスキルもつけた上で、もっと突っ込んだ財産調査をして、対応していかないかのかなというふうに思っております。

## ○工村委員。

実際、この処分停止とか財産徴収不納という形になってきますとなかなか烙印を押してしまうとい

うことになってしまうので、消滅時効の件がふえるというふうな御説明でしたけど、この辺は、非常に難しい問題だとは思いますが、先ほど宿委員がおっしゃられましたように、ここへいくまでに、旧二見町のことを言うて申しわけないんですけど、各課長が各地域、自分で地域をまわって徴収したというようなこともございます。本当に、管理職一体になって、自分の地域に入りにくいと思えますけれども、やっぱり内情を知っているのは自分の地域のことだと思いますので、各管理職がその考え方をもって真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、もう1件だけちょっとお聞きしたいのですが、滞納処分の差し押さえのところで、この成果表の189ページですけど、滞納処分で差し押さえをしました、現金を58件差し押さえしました、金額は3,076万あります、差し押さえたものを換価した分が同じく58件で948万3,000円を換価しましたというふうにここで成果の報告をされておりますが、この後の2,000万というのは、例えば生活ができないために、その分だけは、生活費として残しておられたのかとか、いろいろ理由があると思えます。このせつかく差し押さえをしても、実際、建物とかそういうふうなのは価値によって変わってくると思えますし、売却の内容によって変わってくると思いますが、預金がこういうふうな形で3分の1しか回収できなかったと、この辺についてはどういうふうなやり方でやられているのかお聞かせ願いたいと思えます。

●西山収税課長

お答えいたします。23年度の例えば預金でございますと58件押さえさせていただきまして、金額で3,000万程度というふうなところでございますが、この3,000万円という金額は、あくまで差し押さえの対象となる滞納税額というふうなところになります。

ただ、その右の表でございますけども同じく58件、預金ですと差し押さえをした後すぐに換価をいたします。そういったところで同数ですが、差し押さえをできて回収できた金額が948万3,000円というふうな数字の挙げ方をしておりますので御理解いただきたいと思います。

○工村委員

すいません、私の聞き方が悪かったのですが、そうしますと、あと2,000万円をどういうふうな格好になっておるのでしょうか。

●西山収税課長

金額でいきますとまだ滞納の金額3,000万に対して、その2,000万円がまだ未収として残っているというふうな状況でございます。

○工村委員

特に収入未済額、不納欠損額をあわせると、34億ぐらいになるということでもあります。本当に税の公平性からいっても非常にこの辺は気がかりになりますので、今後頑張っていただきたいというふうに思います。

◎中村委員長

他にございませんか…辻委員。

## ○辻委員

すいません、私も少し聞かせてもらいたいことが、収入未済の部分でございますが、先ほども宿委員や工村委員からお話がありました。その部分で、ちょっと角度を変えて、確かに厳しくやっていかななくてはいけないことはよくわかっております。そこに行く手前にその方々の状況というのをしっかりつかんでいただいて、その方々が、その税の本当のあり方というものをわかっておられるのかどうかということも含めて、お話をせないかんというふうに僕は思っておるんですね。そのところを当局はどのようにされておるのかまずお聞きしたいと思います。

## ●西山収税課長

委員仰せのとおり滞納に至るまでの取り組み、ここが非常に大切かとは思っております。やはりこれは啓発とか広報活動をしていくことがやっぱり1番、私どもができる最大限のものかなというふうに思っております。現年分についても少しおくれた方とかうっかり忘れの方については、当市の職員がちゃんと訪問して納付相談とか、そういったところのお願いもさせていただいておりますし、それでもまた窓口なんかでも、納税相談というふうなところもさせていただいております。滞納繰り越しになった方、現年分の方についても、それぞれの生活状況とか、そういった部分でございます。そういった部分をきっちり職員がヒアリングをさせていただきまして、いかに納付または完納に持っていかうかというふうなところをともに考えて丁寧な対応をさせていただいております。

## ○辻委員

丁寧に対応されておられるというふうに私も思っておりますけれども、不幸にして財産等の差し押さえをされてしまう、されてしまうというのはおかしいですが、納めていないからされるのでいいんですが、差し押さえされてしまうということをおかしい方もみえるんじゃないかなと。差し押さえの効果効力ということを、その辺のところを、税というのはこれだけ重いものなんだということをもっと周知すべきなんだろうというふうに、学校の段階かもわかりませんが、それを理解されていない方も、若干みえるんじゃないかなというふうに思うんですね。そのところをどのような形で対応されていこうとしているのかということをお聞きしたいのですけど。

## ●岡課税課長

まさしくおっしゃるとおりのことあると思います。今現在やっている範囲といたしましては、小学校とか中学校に主に対する租税教育というのを、租税教育のそういう推進していく協議会がございまして、課税事務所の所長が会長をしておりますが、学校関係者、税の担当者、関係者それから民間の法人会も含めて、そういう各団体さんの御協力も得ながら小中学校へ租税教育として入っております。今課題となっておりますのは、やはりこれから社会人になろうかという直前の高校生の方とか、大学生の方々への教育をどのようにやっていくかというのがまさしく課題になってございまして、今教育の関係のそういう指針的なことの中に、租税教育の充実というのがうたわれてございまして、まさしくその辺が重要になっているんじゃないかと思われまして。

一方では、社会人等の卒業された方に対しての周知体制というのが1番課題でもあるのですが、今やっている範囲といたしましては税を知る週間というのが11月にございますが、ことしでございますと11月上旬の土日に、秋の楽市が開催されるのですが、それに合わせまして、タイアップして、税を知る税金展ということで、手を変え、品を変えてしながら、まず税を知っていただくきっかけづくりと

いうのをいろいろとやっております。今後まだまだ足りないと思いますけれども、どういう方法が一番効果的なのかということも含めてですね、租税教育の中で検討していきたいというふうに思っておりますが、なかなか、先ほど収税課長が申しましたように王道はございませんので、できることから順番にやっていきたいというふうに思っております。

#### ○辻委員

そういった形で、まず教育というか、本当は社会に出る方を中心にやっていかないと意味がないかと私は思っておりますし、社会に出られても企業に勤めてみえる方は源泉徴収という形でほとんどされておられて、特徴で会社から市税に関して処理をされているという部分もあるかと思っておりますけれども、そういった方々に関しては納税の意識的な部分が弱くなってしまいうるか、ちゃんと会社が納めているからいいんだというふうな形が多いかと思うんですね。その辺からも含めて、企業に対しても税のあり方については、しっかりと指導してもらような形を当局としては検討するべきだと思うのですが、その辺はいかがですか。

#### ●岡課税課長

先ほど収税課長からも納めていただきやすい環境づくりというのがあったかと思えます。これは天引きみたいな感じで納めていただきやすい、ましてや12回にわたってということになりますので1回当たりの負担額も少なくなるとこういう効果もあるんですが、国税の源泉徴収制度も含めまして、結果として納付の意識を低下させてしまう一つの要因にもなっている。そのポイントのとり方によってですね、プラス面もマイナス面もあるかと思えます。今税の関係のですね、先ほど法人会とかいう話も申しましたが、まさしくその税を納めていただく環境の推進をする団体でございますので、その辺とも協議をしながらですね、やはりどういう方法があるかということも含めまして、例えば会報誌なんかもございますので、その辺も載せていただだけんかということも含めてですね、取り組んでまいりたいと思っております。

#### ◎中村委員長

他にございませんね。それでは款1市税を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前11時07分 再開)

#### ◎中村委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続けます。

次に款2地方贈与税の審査をお願いいたします。

一括でお願いします。

**【款2 地方贈与税】** 発言なし



【款3 利子割交付金】 発言なし

【款4 配当割交付金】 発言なし

【款5 株式等譲与所得割交付金】 発言なし

【款6 地方消費税交付金】 発言なし

【款7 ゴルフ場利用税交付金】 発言なし

【款8 自動車取得税交付金】 発言なし

【款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】 発言なし

【款10 地方特別交付金】 発言なし

【款11 地方交付税】 発言なし

【款12 交通安全対策特別交付金】 発言なし

【款13 分担金及び負担金】

○品川委員

このところで毎年聞かせていただくのですが、保育所の負担金のところでお聞きしたいと思います。保育所の負担金で不納欠損が、388万2,460円上がっていますが、今まで言ってきた、やっと当局も公金取り扱いを保育園の園長さんをお願いをするということで変えていただいたと思うんですけども、その成果はどうなっているのでしょうか。

●古布こども課長

今回、滞納の部分といいますか、収入未済額が約4,058万ということで、23年度分の滞納者が89人、収入未済額が807万円、過年度分の滞納者が234人で、収入未済額が3,250万円となっております。去年徴収嘱託員を5月から配置をしまして、徴収また公立幼稚園の園長・所長の方にも滞納整理期間には集金等にも同行していただいて、徴収の方の部分で努力をしたものでございます。

○品川委員

ずっとこれ700万円ぐらいの単位でずっとふえてきて、それで何とかしてくれっていうやっただやっが今回800万円ぐらいになってくるわけですか、再度お聞きします。

●古布こども課長

去年826万ということで、ことしが807万というふうなところでございます。民間にも徴収業務委

託の方の部分をお願いしております。そのような民間の効果というふうなものも、104件172万円ほどの効果は出ているかと、そのように考えております。

○品川委員

この収入未済額というのは、もう1年間払わないということで、1人の親御さんが1年間通して、いやいや10カ月は払ったけど2カ月は払わなかったとか、そんなんじゃなくて、たぶん僕は1年間通して払ってない人ばかりだと思うんですが、その辺の分析はいかがになっていますか。

●古布こども課長

全然払っていない人もあるのですが分納の部分もあるということでの、その辺の正確な部分、人数というのは現在把握をしておりません。

○品川委員

それは把握してもらわないと困る話であると思います。そしてその内容が、なぜ払わないのかってところが先ほどの市税もそうなんですけど一緒のことやと思います。大事な子供を預けているのですから、親は当然払わないかん。保育料については、当然親の所得によって保育料は決まってくるということになっていますので、よっぽどの事情がない限りは、そこら辺は把握できると思うんですね、ましてや徴収へ行ったときにどういう状況であるかということ、そこら辺はどうなっていますか。

●古布こども課長

滞納の理由につきましては、やっぱり経済状況の悪化に伴う生活の困窮、会社の倒産とか転職なんかによる所得減、そういうふうなものが多いかなというふうに思います。また娯楽費とか塾の費用とか住宅ローンとか、そういうふうなもの以外への支出も多いというふうなことで納付意識の低下というか、そういうふうなものが考えられます。

◎中村委員長

もう少し緊張感をもって答弁してください、それはね。具体的にやっぱり分析しておる内容があるかと思いますが、今の品川委員の質問に対しては少し整理をしていただいて、分析をしていただいた結果、次へつなげなければいけませんので、もう一度答弁をお願いします。

●古布こども課長

不納欠損の部分でいいますと、保護者の人数が58人おるわけですが、時効に至った理由というふうな中で、納付意識の欠如、これが38件で65%ほど、生活の困窮が13件で22%ほど、病気の療養、これが3件で5.5%ほどというふうな部分でなっております。大きな部分は以上でございます。

○品川委員

納付の意識が欠如されているというのが65%おるといことですね。こういうところは非常に厳しくとってもらわんと、保育園に何年行かれるかわかりませんよ、ゼロ歳から行くのか、3歳から行くのか、2歳から行くのかかわかりませんが、ずっとこういう状態でおるといこと自体が問題であると思うんですね。本来なら、民間なら例えば幼稚園にしますと、もう来てもらわんでよろしいよ

ということになるかと思うんです、それを何の指導もしないから、じゃあお金払わんでもいけるんやなということですとずっと続いてくるということ、それが 50 人おったら 50 人が何年間もずっと続けてくる。それがずっと順繰りに不納欠損になっていくわけですね。

ですから僕がこの間も言わせてもらったのは、長い間もう 700 万ぐらいになってきましたこれ最初のときはほとんど少なかったんですよ。これは県の監査員が入ったときに、聞いていますか、いいですか、県の監査員が入ったときに公金取り扱い普通の民間の幼稚園の先生がしてはいかんでしょということになって銀行の振り込みにした。そのときからも爆発的にふえてしまった。ですから私監査しておったときに言いましたよ、早くもう 1 回保育園の先生に公金取り扱いのことを渡して集めてもらうようにしたら、親御さんは子供を連れてくるんで、その時にお金をくださいねと言うたら、払ってくれるんじゃないですか。元へ戻したらどうですかということをやっておるわけですね。その中で、払わんでもええやないかという人が 65%おるんであれば、それは不納欠損をするんじゃないくて厳しい対応をとっておかんとですね、将来的に子供の学校の給食費とかですね、そういうことに全部つながっていくと思うんですね。これはもう入り口論にしかならへんことなので、ちゃんとずっと追及をしてやってもらわんと保育園はお金を払わんでいいんやというふうな風潮があったとしたら僕は大変なことだと思います。例えば学校の奨学金、これでも返さないかんというのが、やっぱり 1 人がもう返さんでええよと言うたら、みんなが返さんでええんかということが広まっているやないですか。そういうことは、もう 1 丁目の 1 番地ですののでしっかりと取り組んでもらわんと。やっぱり生活の困窮であるとか、病院にかかったとか、そういうところのところは話し合いの中で何とかしてもらわなにかんけれども、65%ということをや平気でいうこと自体、僕は問題だと思うのでもう 1 回答弁をください。

#### ●古布こども課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

納期内に納付をされない方に対しては、保育所経由で督促状を送付し、また督促状で納付されない場合は、電話や訪問による催告をするとともに保育所からも声をかけていただいているところでございます。

さらに納付に応じていただけない場合は、催告文書を出して呼び出しをしております。

また分納なんかの誓約書も出していただいているところでございますけれども、そのような分納にも応じていただけない悪質な滞納者の方につきましては債権対策回収室の方への移管の通知書も出させていただきました。また、その中で分納の誓約のあった部分もあります。そういうふうなところで、移管件数は 7 件でございますけれども、うち 1 件は完納、残り 6 件は誓約書の提出をいただいているというふうな状況がございます。

#### ○品川委員。

昨年もここで聞かせてもらったときにちょうど子ども手当の話がありましたので、そのときに、そこら辺で相殺ができないかなというふうな話をさせていただきました。児童手当も今出ておるので、やはりそこら辺のところまで入ってこない、なかなか、完納はしてもらえないかなと思いますので、最後に責任のある方、御答弁いただいて終わりたいと思います。

●松下副市長

保育料の場合は、特にこれはお子様を保育所に預けていただいている、いわゆる受益者負担というふうな形だというふうに理解しておりますので、また税とは違う部分があるというふうに思っておりますので、なおさら払っていただかなければならないというふうに理解をしております。

そして、保育料の決定に当たりましては当然、その御家庭の所得状況等を把握した上で、保育料の決定をさせていただいておりますので、この滞納部分につきましては、さらに分析を進めさせていただきまして、また、保育園の所長は毎日保護者の方と顔を合わすわけでございます。そういう場面も有効に利用させていただいて、さらに収納確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○上田副委員長

この項で、私も品川委員のものとかぶらない形で、システム的なことから、ちょっとお聞きをしたいと思います。

毎年 4,000 万ほどのですね、収入未済額が発生をしているということは何かシステムがおかしいのかなと思っています。現在の例えば払っていただけない方がわかるのはいつの時点でわかるのですか。お聞きします。

●古布こども課長

ほとんどのですね、97%近い方が口座振替を御利用いただいております。そういうこともありまして口座振替は月末に振り込み、口座振替をさせていただきますので、月初めにその結果が届くかと思っています。

○上田副委員長

では、1月後にはわかるということで、わかった時点で、恐らくそういう支払ってくださいお手紙を園に渡すのではないかと思います。それで、園としては、恐らく本人に渡すという流れだと思うんですけども、そうしたらその本人は、どういう形で対応するかせんかというのが見えるわけですか、教えてください。

●古布こども課長

当然納期内に納付されない方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、保育所経由で督促状を出させていただきます。そういうふうな中で園長からも声かけをさせてもらっておりますので、納付ができるできないというふうなところまでのその部分ではわかりにくいと思いますが、努力をしているところでございます。

○上田副委員長

やっぱり、担当者があやふやな形で対応をしとるのではないかと思います。書類は出した、事務的に出した、事務的に園からそういうものが本人に渡る。渡ったあとは園が何かしてくれる。そしてまた再度、次のときにもまた書類を送った。そういう形で、やっぱり誠意というのが、市から園に対して、園がしてくれましようというふうな形で本当にされておるのか、実態は知っていますか。

●古布こども課長

園長から保護者に納付の丁寧なお願いをしていると理解をしております。

○上田副委員長

ですから、そういう形では進んでいないと思います。やっぱり書類が届いた、その書類を本人に渡して、お願いしますと、本人はその気持ちがあるかないかは別にして、わかりましたということで対応して、やっぱり園としては市の税金ですから、さわることもできないし、いろんなことでそういう請求もできないというふうに思っています。ですからその辺のところは市が書類を出した、届きました、本人の対応はまた園がしています。そういう形でやっているような気がするんです。だからその辺のところは、やっぱりきちっと本人さんが・・・、というのは、1年間、毎回通してそういう請求をされた方でも何も言えない現実を、園はね、そういうふうになっているんじゃないですか。その辺のところは、途中でフォローしてあげれば少なくとも収納未済額が止まるんじゃないですか。その辺はどうですか。

●古布こども課長

繰り返しになりますけれども督促状等も発送をさせてもらっている中ですがけれども、園の方とも連携をしながら、保護者に粘り強く納付を促しているところでございます。

○上田副委員長

最後にします。

そういう形で進んでおれば、こちらは反論できませんけれども、対策はですね、やっぱり口座振替ですから、その口座に極端に言えば、金額が入っていなかったらずっと毎回入っていないわけですよ。それを工夫して、じゃあ入金される口座に変えてくださいとか、そういうことの違う見方で、そういう振り込まれる方についてはアドバイスをしていますか、それを聞いて終わります。

●鈴木健康福祉部次長

滞納の方の対応ですが、先ほど課長申しあげましたように督促状等は、園は公立私立を合わせまして、園を通じてその滞納者の方にお声がけをいただきながらお渡しをさせていただいておると。その結果、収納代理とか、現金を公立私立で扱えるようにさせていただいておりますので、場合によっては、園へお持ちいただける方もある。場合によってはそのまま収納代理、銀行等の金融機関へ振り込んでいただける場合もあるということで進めております。その結果、まだ収納がされない場合は、本庁の方から、電話催促となり、させていただいておるといふような状況でございますので、今そういった努力させていただいているということでございます。

**【款 14 使用料及び手数料】**

○小山委員

ここの土木使用料のところでは少しお聞かせをください。

そのうちの道路占用料ですが、これは建物の外壁についた袖看板が道路境界線からはみ出している場合に占用許可申請をとって使用料を払っているかと思うのですか、その許可を取って占用料を払っ

ている件数、この総額六千二百何十万ある中の、このうちの看板についての件数と総額を教えてください。

●松井維持課長

民地から道路にはみ出して設置してある看板についてですね、道路に突出する看板の許可件数は 60 件となっております。60 件の占用料の合計は 67 万 2,475 円となっております。

○小山委員

その 60 件のうち 1 番大きな看板と 1 番小さな看板それぞれの表示面積はどうなっているのでしょうか。

●松井維持課長

1 番大きな面積は 10.3 平米あります。1 番小さなものは 0.27 平米となっております。

○小山委員

はい、わかりました。全部で 60 件ですよ。自分の敷地内に袖看板が収まっている分は全く何の問題もないのですが、道路からはみ出したら占有許可を取る必要があるのですが、伊勢市全体でたった 60 件というのは考えられないと思うんですよ。これの 10 倍、20 倍ではきかないと思うんですが、届け出の出していない、使用料を払っていない看板については、伊勢市はどのようにしてきたのでしょうか。

●松井維持課長

現在占有物件に特化したパトロールというのは行っておりませんが、道路パトロールとか、市民の通報とかによって、不法占有物件として判明したのものにつきましては、行政指導等を行い、適正化に努めているところでございます。

○小山委員

それですと、真面目に許可申請を出して使用料を払っている人が、何でうちばかり払わなきゃいけないんだと。周辺のこの辺、どこも払っていないんじゃないですかという不満がすごく鬱積しているわけですよ。表示面積 1 平米当たり年間で 3,700 円ですよ。人海作戦で調査したところで、1 件当たり、年間 3,700 円しかにならないのであれば費用対効果からいってですね、調べるのが非常に難しいかなと思うのですが、それであれば、調べられないのであれば、ある一定のサイズ以下は無料にしてはどうかなというふうに考えるのですが。例えば看板が 50 センチかける 50 センチの看板でしたら 0.25 平米ですけど、半分はみ出していますと、0.125 平米ですよ。それでも 1 平米未満は 1 平米として、計算して使用料を払うことになっております。先ほども 1 番小さいのが 0.27 平米でしたよね。仮に看板の高さ 2 メーターで 50 センチの看板としても、1 平米ではみ出しているのが半分として、これでも 0.5 平米しかないんですよ。

ですから 1 平米以上というのは相当大きな看板になろうかと思うのですが。ですから 1 平米未満は許可申請はあるけれども無料で、1 平米以上だけ、使用料を取るとか、そんなふうになれば、件数も減ってきて、そういう大きな看板は看板屋さんが工事するでしょうし、そのときに申請もしてくれると思うのですが、ちっちゃなですね、50 センチ角とかそういったのは把握しきれないと思いますので、

その辺、どのようにお考えでしょうか。

●松井維持課長

看板はですね、歩道の有効面積の減少や、自動車運転者の視覚を阻害するなど、一般交通の安全に影響を与える恐れがあるため、極力許可はしない方針でおりますが、委員仰せの民地側から道路へ突出する看板については、民地に余分なスペースがない場合、やむを得ない場合において、ある一定の基準を満たしておれば、許可をさせていただくことは可能でございますので・・・、それとまた所有者の中には、道路占用許可の手続きについての認識をされていないために不法占用と考えられている物件も多々あると思いますので、これについてはですね、看板については、占有が必要、基準を満たせば占有の許可が取れますよということについて、広報やホームページ等で周知を図っていきたいと思っておりますので、例え小さな面積があっても、これは同じというふうに考えております。

○小山委員

許可申請を取らなきゃいけないというのはわかるんですよ。例えば道路面から何名メートル以上でないといけないとかですね、いろいろと基準もありますので、許可申請はとる必要があると思うんですが、先ほどの例でいきますと 50 センチ角でも、正味 0.125 平米しかないのに、1 米分の使用料を払わなければいけないとか、そこまで調査しているとすごい経費が逆にかかりすぎますよね。

したがいまして、許可はあるけれども小さなやつは免除するといいますか、この条例の 1 平米未満を 1 平米として計算するというのを 1 平米までは無料で、それ以上にしたらどうかなというふうな。そうすれば、激減すると思うんですよ、使用料を払わないといけない看板というのは。その辺を当局はどのようにお考えでしょうか。

●松井維持課長

占用料につきましては、伊勢市道路占用徴収条例で 1 平米未満の端数があるときは 1 平米として計算するものとするというふうに現在のところはなっておりますので、それに従って徴収をしております。

○小山委員

それでしたらね、それでいいんですけど、だったら、すべての看板、道路からはみ出している看板から使用料を取らないと、真面目に払っているこの 60 人の方だけが払っておって、どこどこ通りとか、何々商店街とは言いませんが、いっぱいあるわけじゃないですか。それで何でうちだけ払わないといけないのという人たちにどう答えますか。

●松井維持課長

占有申請を出していただいて、占有許可をとっていただくというのが、当然そういうふうにしてもらうということですので、そのようなことを実行していただくために啓発とか周知とか、パトロールとかをさせていただきたいと思っております。

○小山委員

今までそういうことをしてなかったんでしょうか。

●松井維持課長

道路パトロールとか、市民の通報とかによりそういう物件があった場合は今までも行政指導により対処をさせていただいておりました。

○小山委員

それで 60 件ということはあり得ないと思うんですよね。伊勢市全域を調査できるわけないし、そんな、通報があつてそこへ見に行つて、出ていますからおたく払ってくださいよといった結果が 60 件なのかどうかはわかりませんが、それだったらなんの解決にもならないと思うんですけど、ちょっとこれは抜本的な問題ですので、今後の対応をよろしくお願いします。

◎中村委員長

他に・・・宿委員。

○宿委員

私も何点かあります。

今小山委員から占用の関係で特に看板の話がありました。私は看板の大きさの話をするつもりはないんですけども、道路占用料として、また河川でもそうでありますけれども、法定外公共物の占用料もそうです。こういったところは、市民からの通報がなければ、わからないという自体というのは非常に不愉快な気持ちなんです。そうではなくて、維持管理というのをいかにしているかということが非常に問題じゃないんですか、そもそもが、その中で占用料が発生する物件なのかどうかということを見きわめるのは、職員の方しかおらんわけですよ。そのあたりの法的なことも含めて、きちっとどこがやるのかということをお答えいただけませんか。

●松井維持課長

市道、それから譲与を受けた法定外公共物も準用河川につきましては市の管理ですので、担当する維持課でパトロールをしております、その時に違法物件があれば発見して対処をさせてもらうというふうにしております。

○宿委員

いやいや、それはもうね、パトロールを行っていないということですから。道路の維持補修で穴が空いているのか、側溝蓋がどうなのかなというのは、常にパトロールをしていただいております。除草関係もそうだと思うんですけども。でもこういう目線では多分しておらないと思うのです。

それは何かといえば、そういうものを持って図面にきちっと色塗りもしていかないとパトロールにならんわけですから。ここは河川の小さな溝であるけれども、ここは市が管理をしておると。その小さな橋だけでも、それはもう個別にやっておるけれども、これは占用料がいるかいらんかという判断はきちっとあなた方ができるわけです。

それはそういう資料を一元化して、本当にいるものなのか、いらんものなのか、それでとらないのなら、それは条例を廃止したらいいですよ、それは。もう本当に真面目に先ほどの小山委員



ではないけれども、真面目に申請をしたものだけはどうしていくというやり方というのは非常にまずいと思います。それは特に開発なんかでもそうです。開発をやるとあれもせいこれもせいと言うておるわけですが、そういう物件でなければいろんなことができるということになっても、まだこれはまずい話ではないんですか。

だからそういうことを利用されることについてもやはり条例として問題なわけですよ。

やはりきちっと占用料ということで使用料があるのであれば、それはきちっと一線を引いて、全域に全職員が出てパトロールをしたらいいじゃないですか。そんなことをきちっとやるという態度を見せていけないと、この問題はならんと思うんです。その中で、先ほど小山委員が言ったような小さなものについてはどうしていくべきかというのは、次の問題だと思うんですよね。やはり全市にわたってそういうことは調査するべきだと思うんですけれども、そのあたりはきちんとして、いろんな課にまたがることですので責任のある方ちょっと御答弁ください。

### ●松下副市長

基本的に道路に看板があるということについてですね、道路障害になるのかどうか、当然道路上の問題として維持管理をしていかなければならない、これは市の責務だと思っております。今おっしゃられましたように、当然その道路の状況を把握して、例えば道路の通行の邪魔になる看板があれば、それは当然撤去をしてもらわないといけませんし、そういう意味も含めて、看板の状況を把握しておかなければならない。これは市の管理上の部分だというふうに思っております。

それから先ほど小山委員御質問ございました無料の部分については少し研究もさせていただきたいなと思っております。

基本的には、私どもの仕事は条例規則があるからそのとおりにやらなきゃならないじゃないに、市民の方にとってどうなんだと、市民サービスとしてどうなんだということがあれば、逆に条例規則を変えるということも含めて仕事をやっていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味で御理解いただきたいと思っております。

### ○宿委員

今副市長から御答弁いただきました。正直にそれは全市にまたぐことですのでね、やはりどのあたりで整理をしていくかということはあると思っておりますけれども、しかしながら、こういったことは、現況の調査をきちっとやるということがスタートなんですよね。現況の調査をやらないと全然わからない話なんです。市民の通報やなんやかいなというのは相当悪質というのは、言葉は悪いですが、苦情があるということです。それに伴っていろんな不便をかけておることであるから、市民から通報があるだけであって、そうではなくて、こういったものについてのパトロールの強化というのは一元的に、きちっと、どのあたりがきちっとやっていくというふうなことも現実的にやらなきゃならんだろうと思っております。

次に2点目いきます。

住宅使用料のことで、以前にも収入未済というのがあります。これは、今回も1,174万7,340円ということで、住宅の使用料、また、駐車場が入っておるのかどうかちょっと内訳はわかりませんが、このあたりのことの現状はありますけれども、これについてどのように分析をされておるのでしょうか。ちょっと1点お聞かせ願いたいと思っております。

## ●奥山建築住宅課副参事

この 1,174 万 7,340 円は、すべて住宅使用料でございます。ことしの 6 月 1 日現在出納閉鎖が終わった時点で滞納者は 81 名でございます。滞納額で先ほど言わせていただいた 1,100 万という金額になっております。

81 名のうち 66 名が入居されている方でございます。残り 15 名がもう既に退去をされている方でございます。滞納額につきましては、入居されている方が 676 万 5,802 円でございます。退去されている方の滞納額が、498 万 1,538 円となっております。

今まで議会からも連帯保証人を含めた滞納整理についても御指導いただいておりますので、また昨年度より、そういう御指導をいただきましたので、催告書の方の文面を変えまして、連帯保証人に連絡をさせていただくという文面を追加させていただきまして、昨年度より 4 回にわたり、送付をさせていただきました。

入居されている 66 名の方につきましては、全員から連絡をいただきまして、いろいろなケースがございますが、分割納付等のお支払いをしていただいているところでございます。66 名全員から御連絡をいただきました。

一方退去された 15 名につきましては、過去に訴訟した方 5 名も含んでおりますが、退去者の住所とか、そういう再調査を定期的にさせていただきました。

その結果 15 名中、現在、定期的に分納している方が 4 名おります。それから過去に分納していたが、

最近ちょっと残っている方とか、不定期であるが納付をしていただいている方が 4 名です。

それから、全く納付が最近されていない方というのが 7 名となっております。この 7 名につきましては、住民票を置いたまま、行方がわからなくなっている方、また転出先に手紙を出しても届かない方とか、転出先に何回も訪問させていただいても会ってもらえない方等で 7 名おります。

今後も引き続き連帯保証人等も含め、住所等を追跡調査して滞納額の削減に努めてまいりたいと考えております。

## ○宿委員

中の分析はわかりました。

それで、私も以前ちょっと中身をもう少し詳しくということで資料を見せていただいたことがあります。その中には、今は平成 24 年ですが、ところが平成元年当時から残っておるような数字も見受けられたと思うのです。今それはどうなっているかわかりませんが現状ではね。

そういう状況で今やられておることが本当に分納の誓約が本当に意味をなしているのかどうかということが非常に不可解に思うんですね。そのあたりのことはきちっと、分納誓約をして、今言われたように分納誓約をしても、また行方がというような状況になるとするならば、取られ損をするわけですよね。その間に皆さんが夜も行っていただいております。昼も何度も行っていただいておりますというときの例えば我々民間人であれば、その人件費も非常に気になるようなことです。

そのあたりのことも含めてですね、今の長期にわたる滞納者についてのどのような効果・成果があったのか御披露ください。

## ●奥山建築住宅課副参事

収納対策につきましては、文書とか電話等で催告もさせていただいております。また、訪問もさせていただいて、連帯保証人の方にもお話をさせていただくケースもございます。それでも納付をして

いただけない方につきましては、明け渡し訴訟等をさせていただいているような状況でございます。

高額滞納者でございますが、20 万以上の方につきましては 17 名おります。その中でも、100 万以上の方が 1 名、50 万から 100 万の方については 4 名、20 万以上 50 万までの方が 12 名というような状況になっています。

#### ●中上建築住宅課長

先ほど宿委員から平成元年のあたりからというお話もいただきました。

建築住宅課の取り組みといたしまして、議会にもお願いをさせていただいて訴訟をさせていただいております。訴訟を実際させていただいたのが、平成 17 年からということになっております。それまでにつきましては、滞納があっても市民を訴えるということの中から、家賃の徴収をするという努力をさせてもらってまいりました。

ですので、今現在としては、入居の方々につきまして平成の始めごろから、滞納の方というのも実際に入居はさせていただいております。ですので、滞納月数というのは長くなっております。

現在入居の方につきましては先ほどもお話をしましたように、訴訟もさせていただくこともありますよということもお話させていただきながら、その中で分納誓約を現在のところではほとんど遂行させていただいておるという状況でございます。

ですので、訴訟をさせていただいたという成果が、現在の入居者の方々には、お話もさせていただいておる中で、高額な滞納というか、悪質な滞納が少なくなっているような状況かというふうに考えております。

#### ○宿委員

今高額かどうかということでも御答弁をいただきました。

100 万円以上の人 1 名おるということですね。17 年から裁判をかけて強制的に撤去いただくというような手法を悪質な方にはとっておるということです。この 100 万の方が悪質にならないという判断はどうなんかということ、僕はクエスチョンなんです、実際には裁判をかけるにしたって、あれを見ておると大体 90 万ぐらいかかる。弁護士さんをお願いし、裁判所の方で・・・、その日程も数カ月でやれるものではない。1 年近く、1 年以上のやつもありましたよね。それぐらいかかって裁判をやる。またその間も入居していただいておりますとすると、やはりここら辺の判断をいつごろ、どのようにやっていくかと。それは 90 万かけても、20 万円滞納しとる人にかかるべきなんかどうかという判断もありますよ。ありますけれども、それが、皆さんが言うように分納誓約をやってきちっとお支払いできていただくなりいと思います。それがないということで結果として長期にわたってやっぱりありませんもんでということで報告を我々にするということは、やはりその判断をミスっているんじゃないかなと、こんなことを思うんです。

民間ではこんなことありませんからね。毎日でも取り立てというのか、お支払いをしていただくように行きますから、それは。そのあたりのことはもう少し厳しく、やっぱりやっていただかならんとするのは、今度は委託業務になりましたね。これはまた 10 月から始まって、来年からはもう、フルに委託のお願いをするということになると思います。ということは委託をお願いするまでにこういった、やはり今までの積み重ねたいろんな課題があったやつをきちっと解決だけはしていかないと、この部分だけはこちらに置きながら委託業務をやるというのは、もうこれは二重行政になるから僕は非常に不採算なことだと思うんですよね。なぜ委託業務をしたかということの意味がない。そのあたり

のことをどのようにやっていくかということを含めて、ちょっと御答弁ください。

●奥山建築住宅課副参事

滞納整理につきましては、指定管理に出す前に整理をするようにという御指摘も今までもいただいております。

きちっとしたすみわけというのは決めておりませんが、指定管理者に委託する徴収業務につきましては、主に初期の滞納者を中心に文章とか電話等をお願いをしたいと考えております。

そして、自主納付の勧奨をしていただき、長期滞納者とならないように納付指導をお願いし、また、現在分納で払っていただいている方の集金業務等もお願いしたいと考えております。あくまで紛争性のない案件の督促業務をやっていただきたいと考えております。

訴訟の対象になる方とか、また行方不明の方、納付意識が欠如しているような方、そのような悪質滞納者につきましては、今までどおり市が引き続いて滞納整理をやっていきたいと考えております。今後は収納対策につきましては、指定管理者と共同で少しでも滞納が少なくなるように努力していきたいと考えております。

○宿委員

最後に、ぜひ市長に御答弁いただきたいと思います。

市税の滞納の収納未済額、また不納欠損のこともありました。先ほどの占用のこともありました。こういう住宅の使用料のこともありました。市民の方には、やはりやさしい行政というのは一方できちっとやっていきたいと思います。ただ、公正公平でなければならないと思います、それは。

この住宅問題についても、本当に一生懸命払ってみえる方もみえます、それは。その方らこのお話を聞いたら、いけるのかなという話になってもいけません、それは。やはりその線引きとか、職員の方の意識の問題とか、そういったことはやっぱり組織内できちっと片をつけていただかなければならんと思います。

占用問題にしたってパトロールを強化というのはあるじゃないですか。そんなことをやはりどこで一元化をしてされるのかというと、やはり首長が旗を振って、それはもう、いろんな組織の改編をせなならんのなら、そのことも含めてやるべきだと思うし、滞納、また不納欠損処分とならないようなことについて、どのようにこれから考えていくのか、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

●鈴木市長

先ほどから歳入のことに关しまして委員の皆様方から御意見をちょうだいいたしました。

全職員ですね、意識を改めることとですね、やはりそれを具体的にどういった行動に結びつけていくかということを含めてもう1回見直さなければならないと思っております。

市民の皆様方またはそれぞれの施設の利用者、また占用されている方々に対しまして、やはり責任と権限をきちっと自覚していただけるように職員が意識啓発も含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎中村委員長

他にございませんね・・・福井委員。

○福井委員

民生使用料の中で、59 ページの福祉健康センター使用料、129 万何がしがありますけれども、これは昨年、それから一昨年と比べますと約 100 万あがっておると。

それと、衛生使用料の保健センター使用料、これが 29 万何がしありますけれども、これは、昨年度に比べると 100 万ほど下がっておるといふこと、100 万ぐらいの差がみんなあるのですが。片方はあがって、片方は下がってとありますけれども、これは何か理由があるのでしょうか。枠組みか何かが変わっているのでしょうか。

◎中村委員長

どなたですか・・・健康福祉部長

●山本健康福祉部長

福井委員お尋ねの福祉健康センターの使用料でございますけれども、金額の差につきましての大きな理由的なものは特にございません。

○福井委員

大きな理由がないと。平成 21 年が 34 万 3,180 円、平成 22 年が 27 万 4,530 円、平成 23 年が 129 万 5,682 円ということで福祉健康センター使用料だけに限定しますと、平成 22 年から平成 23 年に関しては 102 万 1,152 円アップしておると。非常に額が大きいものですから、ちょっと疑問に思ったわけですが、何も変化というか、内部的な変更は何もなかったのでしょうか。

●杉坂生活支援課長

福祉健康センター、それと今の増額ですけれども、ここにつきましては、介護事業に関連する管理費としまして、目的外使用料としまして、その 120 万何がしを徴収させていただいています。その部分を収入させていただいているような理由でございます。

◎中村委員長

わかりましたか。

(「わからん、ちょっとよくわかりませんね」と呼ぶ者あり)

◎中村委員長

生活支援課長、もう一度御答弁ください。

●杉坂生活支援課長

129 万 5,682 円につきましては、社会福祉協議会が使用しております介護事業に関連します管理費としまして、目的外使用料としまして収入させていただいております。

○福井委員

そうしますとこれは、毎年そういうふうにかかってくるんですか。

ことしだけというものなのでしょうか。

●杉坂生活支援課長

今後このような形で、現在介護に関係するところの使用料につきまして、目的外使用料としまして、収入させていただく予定でございます。

○福井委員

そうすると、介護保険というのは以前から発生しておると思うんですけども、今までそういう分はどこか違うところで徴収しておったのでしょうか。

●杉坂生活支援課長

合併後、社会福祉協議会が介護事業を展開しておりまして、このものにつきまして昨年度協議をさせていただく中で、介護事業に関連する部門につきまして、その目的外使用料という形で歳入をさせていただくようなところが成立をいたしまして、23年度に歳入をさせていただいておるような状況でございます。

(「やはりわからんな」と呼ぶ者あり)

◎中村委員長

福井委員、よろしいですか

○福井委員

またその辺は後ほどまた資料でもちょっとあったらいただきたいんですけども。そうしましたらこの衛生使用料の中などの保健センター使用料ですね。これがことしは29万706円ですけれども、昨年は108万6,000円ということでおよそ79万6,000円下がっておりますが、これもその辺に関係するのでしょうか。

◎中村委員長

審査の途中であります、午後1時まで休憩をいたします。

ただいまの部分午後から審査をお願いしたいと思います。

(午後 0時 2分 休憩)

(午後 0時 59分 再開)

◎中村委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続けます。

午前中の使用料及び手数料に関しまして御答弁をお願いいたします。

●杉坂生活支援課長

先ほどは大変失礼いたしました。

先ほどお問い合わせの福祉健康センターの収入の関係ですが、22年度の収入としましては、民生費の使用料で会議室の使用料というところで27万4,530円を計上させていただいております。

それと、社会福祉協議会使用しております事務所の光熱水費と分担金というところにつきましては、22年度の決算の諸収入の雑入というところで計上をさせていただきまして、それを今回23年度の決算の数字におきかえますと、23年の4月から指定管理になりました社会福祉協議会が利用料金制になりましたので、今の22年度の会議室の使用料につきましては、社協の方に収入されるということで、使用料は23年度についてはゼロになっております。

今あがっております129万5,682円につきましては、社会福祉協議会が、電気ガス水道利用の使用料に関します管理費の中で、介護事業に関連する面積按分しました金額が129万5,682円という金額で決算をあげさせていただいております。

それから、小俣保健センターにつきましては、22年度は小俣総合支所の福祉健康課で収入されておりました、衛生費使用料の使用料というところ社会福祉協議会光熱水費等負担金で108万6,000円を収入されております。

それから23年度になりまして、23年度4月に生活支援課に小俣保健センターが移管されました。その部分につきましても、先ほどの社会福祉協議会が介護事業に関連するところの面積按分をさせていただきまして、29万706円という数字になっております。

○福井委員

わかりました。そうしますと会議室使用料とか、ガスとかそういう部分が以前の雑入に入っていた部分がこちらに持ってきたというようなことで、中身を変えたということで理解をします。

その辺はまた終わってからのいいので一覧表かなんかでいただければありがたいと思います。

この保健センター使用料というのは小俣の保健センターということですね。福祉健康センター中の保健センターではないんですね。それだけちょっと確認させてください。

●杉坂生活支援課長

今の保健センターと記載がございますが、小俣保健センターの部署でございます。

**【款 15 国庫支出金】** 一括 発言なし

**【款 16 県支出金】** 一括 発言なし

**【款 17 財産収入】** 一括

○工村委員

少しお伺いいたします。

利子及び配当金のところで御質問をさせていただきます。

各基金の利子につきましては、必要な伊勢市の財源の一部だというふうに認識をしております。起債に関しましては非常に努力をされまして、金利の安い起債を借りていただけるということで、22年

の財政は非常に金利が下がっているということでありがたいことだなというふうに思っております。

そこで、前回もお聞きしたかもわかりませんが、基金全体の保管状況について、特に、現金と債権の関係について、まあ財政調整基金を軸にでも結構でございますので、今どのような状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

●鳥堂行政経営課副参事

今委員の御質問でございますけれども、財政調整基金で例示をさせていただくということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

財政調整基金につきましては、運用総額といたしましては、23年度、短期、期間等もございまして総額といたしましては591億3,276万7,064円という形で運用をさせていただきました。それでも上がってくる部分の利子がございます。基本的には国債ですね、債券の購入でありますとか、また大口定期という形での定期での運用とか、その他の繰り替え運用という形で、運用もさせていただいております。

○工村委員

ちょっとできましたら大枠の数字だけでも定期と国債に関しまして、それから現金をお答え願いたいと思います。

●鳥堂行政経営課副参事

財政調整基金の現金とおっしゃられましたか。（「現金はなしですか」と呼ぶ者あり）いえ、基本的にはここであげさせていただいております財政調整基金としまして777万7,512円というのは、債券購入また繰り替え運用、大口定期という形での運用を行っております、現金そのまま運用せずに保管しておる分はないというところでございます。

○工村委員

財政調整基金の中の一部で現金を持たれているところがございまして承知いたしました。

そうしますとほとんどが定期預金というかっこうで、現在金利としては0.2か0.1ぐらいで管理されておるのでしょうか。

●鳥堂行政経営課副参事

定期預金につきましては、例えばですね0.04%での運用もございまして。

また、平均的な利率で申し上げますと0.069%程度で運用をさせていただいております。

○工村委員

国債の金利が高いということで、国債にだいぶと変えられているところもございましてけれども、今後少しでも金利を多く確保すべき考え方として今のところ何ももっていないのでしょうか。

●鳥堂行政経営課副参事

説明がちょっと不十分でした。債券の購入、国債ですね、国債による運用も運用益を出させていただいております。平均利率でいきますと今回のこの決算で報告させていただく分といたしまして、債



権購入におきましては、0.009 になりますけれども、これで利子としましては 418 万 4,500 円を運用益として収入させていただいておるところでございます。

○工村委員

そうしますと定期と国債は大体五分五分という考え方でよろしいでしょうか、総額的に。

●鳥堂行政経営課副参事

国債につきましては 161 億円からの運用となっております。

大口定期につきましては 55 億円という形で運用をさせていただいております。

○工村委員

私ははっきりいって定期のほうが多いのかなというふうに感じておりましたんですけど、これ 177 万 7,000 円という意外と大きな金額の利子が入っておりますので、たぶんうまいこと運営をしていただいているんだなというふうには感じておりましたけれども、今後はこの基金全体におきまして、少しでも利益がでる、利子が多くなるというふうな施策としては今のところ何も考えていないというふうに、このままの状態で行くということよろしいでしょうか。

●鳥堂行政経営課副参事

基本的には安全に少しでも有利な形をとということですので、その都度、債権購入にあたっての利率、そこで運用できる運用益の試算値とですね、大口定期等で、それこそ市内市中の銀行になりますけれども、そちらで債券の運用よりも利率が出る場合であれば、そちらの方を活用させていただきたいということで、その都度の中で、基本的に今のところ 2 択にはなりますけれども、国債での運用もしくは大口定期等の利息の利ざやを稼ぐといいますか、そちらで対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**【款 18 寄付金】** 一括

○福井委員

ふるさと応援寄附金のことで少しお伺いします。

今回 487 万円ほどが入っております。これは寄付金ということですので、その年ごとに大きな変動があるものだと思いますが、ちなみに平成 21 年は 690 何がし、平成 22 年は 1,600 何がし、平成 23 年が 480 何がしということで、随分ちょっと変動が大きいというのがちょっと気になるんですが。その中で、この成果説明でいきますと、寄付の仕方とかウェブサイトを利用するクレジットとかいろいろとしておるようですが、今回減ったというのは、何か意味が、何か理由があれば教えていただきたいと思えます。

●大西行政経営課長

委員御質問の昨年度と比べまして大きく金額的に下がっております。大きな理由といたしましては、昨年度お二人の方から大口の御寄附をいただいております、その方らの大口の御寄附で一時的なものというところで減額になったというところがございます。

○福井委員

お2人の方の大口寄附ということでございます。

インターネットでホームページを調べますと、今年度のが出ておりますけれど、これは24年8月で35件1,197万円入っておるということで、なんか急にまた大きくなっておりますけれども。そういうものでやはり大口があるかないかでこれだけ変わるのでしょいかね。それともそういう部分じゃなくて、今回のいろんな取り組みがこれに反映されてきて、変わってきたのかと、そういうことでちょっとその辺の考えをお聞かせください。

●大西行政経営課長

変動についての原因ということでお答えをさせていただきますと、確かに大口の方があるないということでは確かに変わってきます。

ただ件数的に昨年度と今年度を単純に比べさせていただきますと、22年度の件数が52件、23年度が63件いただいております。件数的にはふえたところでございますが、金額的なものにつきましては、先ほどの御説明のとおりでございます。

ウェブを使って御寄附をしやすい環境というのでしょうか、いただきやすい環境というものを取り組んでおるといものと特産品をお送りさせてもらおうと、その辺の相乗効果が出ればというふうに思っております。

◎中村委員長

他にございましたら…長田委員。

○長田委員

今福井委員が質問したのと同じ部分でございます。

1点お聞かせいただきたいのは、ふるさと応援寄付金についてはですね、ほかの地域から伊勢に向かってくる寄付金ということで今計上をいただいていると思うんですね。

ただ、この制度の特徴として、伊勢の方が他に寄付する場合はですね、個人の住民税が当然下がると思うんですね。その辺のバランスもあると思うので、もしわかったら、23年度について、ふるさと納税寄付金、いわゆるふるさと納税によって地方税がよそにいったというふうな額がわかりましたらお願いできるでしょうか。

●岡課税課長

申し訳ございません。今その資料は手元に持ちあわせておりませんので。ただしこのふるさと応援寄付金、平成21年度からこの制度が導入されておまして、その時点での資料は自席に戻りましたらございますので、また後ほど、それでもよければ御回答をさせていただきますと思いますが、よろしいでございますでしょうか。

○長田委員

それで結構です。

【款 19 繰入金】 一括 発言なし

【款 20 繰越金】 一括 発言なし

【款 21 諸収入】 一括

○世古委員

諸収入のところちょっと教えてください。

項 5 雑入のところですが、91 ページの民生委員収入の中で、この電柱敷地占有料というのがありません。

これは民生費だけでなくほかの項でも出てくるわけですが、これはですね、各部署が請求をされておるんですか。

●水谷管財契約課長

これはそれぞれ所管の場所、所管の課に占有者から許可申請が出て、そちらで占用許可を出していると。

料金につきましてもそちらの方が、各課において収入しているということでございます。

○世古委員

各部で請求をされておるということですが、これ請求先というのは複数にわたってあるのでしょうか。それとも2つ、3つぐらいのレベルなのでしょうか。

●水谷管財契約課長

複数というのがちょっとわかりにくいのですが、担当課それぞれの施設に応じて所管課がありますので。管財であれば本庁舎の部分、例えば道路でありましたら維持課・・・、すいません、中部電力と主にはNTT等だと思います。

○世古委員

複数というか、今こちらが請求先をいっておいたのは、今言われた2つぐらいが主なところだと思うのですが、それ全体で、そこからいただいておる金額というのはどこか把握をされておるのでしょうか。

●水谷管財契約課長

それぞれの課独自でやっておりますのでつかんでおりません。

○世古委員

先ほどの請求先からの見方をすれば、市から請求されると向こうは思われとって、こちらは市のどこどこというのはあんまり感じないと思うのです。そういうことからすると、どこか一括してしたほうがいいのかなど。それは役所の業務の中で各部がいろいろ請求するよりは一括して請求したほうが、相手がとったときも市から複数くるよりも一括で来たほうが、双方の効率がいいと思うのですが、

その辺はいかがでしょうか。

●水谷管財契約課長

収入先もそれぞれがばらばらですので、現在はばらばらで請求をさせてもらっています。支払い先、支払い元というのですか、業者さんにとっては市役所1本というほうが支払いやすいということでしたら、各課に分かれておりますので一度研究をさせてもらって対応を考えたいと思います。

○世古委員

日ごろから効率とかいろいろ言われておりますが、これこそ本当に効率の部分で、役所の中の業務を一つにまとめてメリットもあるし、相手方にもいろんなところからくるよりはいいと思いますので、ぜひ検討して実施していただく方向でお願いしたいと思います。

●藤本総務部長

それぞれの施設がございます。その許可を出す場合に、それぞれの施設ごとに判断をさせてもらわないかんという事情がございます。

それからもう一つはこの予算、事業別予算ということで組ませてもらっているというのもございます。

そういう結果、このような形になっておるわけでございますけれども、確かに市民の皆さんからすれば議員御指摘のとおりかと思えます。

許可はそれぞれのところを出していただいて、使用料については一括というようなことも一回ちょっと勉強をさせていただきます。

◎中村委員長

他にございましたら…野崎委員。

○野崎委員

僕もこの諸収入の雑入の中の95ページ、民生費諸収入の中の生活保護費収入について少しお伺いをさせていただきます。

これは前に一般質問とか出させてもらったことがあるのですが、63条と78条の生活保護の返還金というものがございます。この返還金が計上されているということは、それ自体は制度が本来なら適切に運用されておる、ちゃんと返還命令が出ているということですので、仕事としての成果があがっていることなのかなと思うわけなのです。伊勢市でも本年度2,800万円の収入があったということで、それなりの評価をさせていただくのですが、昨年度の決算を見ておりますと、収入未済額が5,600万円となっております。

本年度は7,000万円と少しふえているかのように思うのですが、今どのように把握をされているか少しお聞かせをいただけますでしょうか。

●濱口生活支援課副参事

生活保護の中で63条返還と78条返還という2通りの返還の方法があるのですが、63条については適正に申告をいただいて返還をいただくものでありまして、78条については、不正というふうな判断

の中で返還をいただく場合になります。

63 条の返還については年金遡及とか保険金収入の申告によって、入金から時間的な対処が早い、申告がありますので。それで納付に至る場合が多くなります。対して 78 条については、就労収入や年金遡及があっても未申告で使い込みなどをしてしまったあとにこちらが調査をして発覚をするというような悪質と判断して返還させる部分がたくさんあります。

生活保護、最低生活基準で生活を行っておりますことから分納させるにあたっては少額による返還で対応をせざるえないことが多く、収入未済額が増大してしまうということが現状にあります。

また高額な年金遡及があっても、その資金を活用して生活保護脱却に至る方もありますが、保護廃止のあとに納付せずに行方がわからなくなるケースもありまして、このような場合も収入未済の増加となってしまう。行方がわからない場合について、現在生存、その行方、生存の有無などを確認して今行っております。現状は 7,000 万というような収入未済の金額となっております。

#### ○野崎委員

中には生活保護の、個人が受け取っておる生活保護費ですね、扶助費の中から今少額で返済をしている方もいらっしゃるということで、なかなかこれは急激に金額を下げるというのは難しいかなと思うのですが、その中で今回不納欠損が前年度もそうですがいちおうゼロという形になっています。

行方不明者であるとか、もしくは今後死亡等により不納欠損が出てくることも考えられるかなと思うんですけども、そのあたり、今どんな感じで整理をされていますでしょうか。

#### ●濱口生活支援課副参事

昨年度について不能欠損をさせていただいておりません。まだ調査中ということがありまして、生存の有無、実際に死亡しているというところもあるかと思うんですが、今調査の段階で把握でき次第に今年度中ぐらいに不納欠損をあげさせてもらいたいと思っています。

#### ○野崎委員

1 点、少し。この 63 条と 78 条についてのお話をさせていただきたいんですが、ほかの項でも少し先ほど他の市税等の収入の話もあったのですが、ここの項に関してはやはりもともと生活保護を受け取っている状態の方というのもあって、なかなか回収が後ほどになってくるとさらに困難になってくるかなと思っております。

特にこの 63 条に関しては、申告を忘れていたというケースも恐らくあるのかなと思いますので、少しその辺の相談体制等をしっかり強化することで、事前にこの 63 条・78 条に陥らないという言い方が正しいかわからないんですが、陥らないような相談体制を築いていくことが重要なんじゃないのかなと思うんですが、ちょっとその辺今どんな形で取り組んでいるか教えていただければよろしいでしょうか。

#### ●濱口生活支援課副参事

保護者については、定期的に訪問指導を行っておりまして、そのときに生活の状況、また収入の状況の確認をさせていただいております。収入があれば、その都度、またできるだけ早く申告をしていただいて、また、確認をさせていただいた中で、返還いただくという形をとらせていただいております。

●山本健康福祉部長

生活保護者への相談体制ということでございますので、私から少し補足の説明をさせていただきたいと思います。

生活保護者にはそれぞれ担当のケースワーカーがおります。これまでにさまざまな日常生活につきまして相談を行っておるところでございますけれども、委員仰せのように、そういう生活上に変化があった場合ですね、常に相談ができるような、そういうふうな気安く相談できるような関係と申しましょうか、またこちらもそういうふうなことを働きかけていきたい。そういうふうな体制で、より適正に保護費が運営できるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いします。

◎中村委員長

款 21 ありますか・・・辻委員。

○辻委員

雑入の関係で、各項目の中で広告収入があらうかと思えます。私が調べておる中では、ここには広報の広告収入、ごみリサイクルカレンダーの企業広告収入、塵芥収集車の企業広告収入とそれから指定ごみ袋企業広告収入というのがあるわけでございますけれども、他に広告収入的なことを取り組まれているところがあるらうかと思うんですが、これを収入の方に入っていないんですがその辺はどのようになっているのでしょうか。

●大西行政経営課長

広告事業全般ということで、私から、先ほど委員の御紹介があったものを含めまして、23 年度の対象となっておりますものを御報告させていただきます。広報いせ、ホームページのバナー広告、ごみカレンダー、指定ごみ袋の広告、パッカー車の広告、職員の給与明細書の広告、庁内のモニターテレビの広告とパネル広告、それから金額的に出てこないものとしては、物品による提供という形でいただいておりますのが、窓口で使っておる封筒、図書館の雑誌・スポンサー制度とこのようなものでございます。

○辻委員

案外たくさんあらうかというふうに思うんですが、そうするとどこで歳入的に示されてくるのか、その辺がちょっと見えてこないのですが。

●世古口広報広聴課長

広報いせにつきましては、23 年度には 143 件の 210 万円、ホームページにつきましては、122 件の 112 万 5,000 円ということになっております。

●水谷管財契約課長

庁内のモニター広告収入につきましては、予算書 90 ページの 40 番モニター広告収入ということで、113 万 4,000 円をあげさせていただいております。

●可児総務部参事。

職員の給与等の支給明細書の広告収入でございますが、決算書の 91 ページの 35 番、給与費等支給明細広告収入ということで、14 万 2,000 円で掲載してございます。

●出口清掃課長

決算書の 97 ページの清掃費収入、そこに指定袋の収入 4,484 万 3,100 円、ごみリサイクルカレンダー 60 万、5 つめの塵芥収集車広告収入 144 万円という形で掲載させていただいております。

(「そんなことじゃない、そんなことじゃないですよ、全然意味が違いますよ」と呼ぶ者あり)

すいません、97 ページの清掃費収入で、4 番目のごみリサイクルカレンダー広告収入 60 万、塵芥収集車の企業広告収入 144 万、7 番目の指定ごみ袋企業広告収入 64 万でございます。

○辻委員

ちょっと私の聞き方が悪かったのかもわかりませんが、(「そうですと」呼ぶ者あり) ちょっと紹介させてもらったのはありますが、載っているものはいいんですね。載っていないものがあるのかなのかを聞いたかったですね。そうしたら若干答弁があったのですが、その部分がみえてこないじゃないかという話をさせてもらったと思うのですね。だから細かいところ、そういったどここの部分ではなくて、何が載っていないのかが、僕は心配になっておるのでほかはないのかというのを聞いているのですが、その点をちょっと御答弁願えませんでしょうか。

●中村交通政策課長

私どものほうで諸収入にはあがっておりません広告料といたしまして、コミュニティバスで 23 年度 115 万 8,000 円を広告収入として得ております。しかしながらコミュニティバスの場合は、三重交通に委託をしておりますことから、広告料を差し引いた委託費を市から支払っていると、もちろん運賃も差し引いて払っておるということでございます。

○辻委員

もう他にないでしょうか、ないですね。そうするとコミュバスだけが、こういった形でされておるということで、やっぱり収入としてあげてこないと、我々審査していく中で見えてこない部分があつてはいけないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどの御答弁ですと、差し引きをして、それで委託業者に対してお支払いをされておるというふうなお話だったのですが、その辺の形が今のままでいいのかどうか、お考えがあったら教えていただきたいと思えます。

●世古口生涯学習・スポーツ課長

すいません、最後に図書館の関係でスポンサー制度という御案内があったかと思えます。こちらにつきましては、雑誌に広告を表示していただくという中で、雑誌自体を御提供いただくというような制度で、特に収入という部分ではございませんが、雑誌という書籍自体を提供していただくということで執り行っておるところでございます。

○辻委員

もうないんですよ。

◎中村委員長

聞いてどうするの。

○辻委員

だから問題なのは、収入があるのにここへ載ってこないというのが、やっぱり我々審査する中ではわかりにくい部分があるんじゃないかということです。

当然出ていく部分と入ってくる部分があるわけですから、その部分をはっきりさせないといけないんじゃないかということを知っているわけで、そのところが先ほど戸籍住民課のように物で提供されている部分とかいうのは、それはそれでわかるのですが、それ以外のところで収入があって、出ていく部分があるのであれば、そのところをはっきりとしていかないと見えてこないということを言わせてもらっているだけで、そのところを今後の考え方として何かあったら教えていただきたいと思います。

●森井情報戦略局長

答弁があれこれしまして申し訳ございませんでした。広告事業を統括しておりますので、私から答弁させていただきます。行政経営課長から一覽でいちおう報告をさせていただいた中に、先ほど収入としては入っておりませんが、窓口の広告入り封筒、今生涯学習スポーツ課からも紹介のありました雑誌スポンサー制度のところ、雑誌にスポンサーの名前を入れることによって、それで雑誌の料金を払っていただく事業の形態でございますので、これにつきましては、収入という形では入ってきてはおりませんが、それ以外ということで御理解いただきたいと思っております。

先ほど交通の関係の部分につきましては委託事業の中でございますので、例えば、ちょっと若干の例は違いますが、指定管理者制度で施設の管理を委託する場合に、利用料金制をとる場合に、一定程度の利用料金という部分を収入の見込みの中ではじいたうえで委託料の算定をするケースがございます。一定程度その事業の形態という部分で、なかなか見えてこない部分があるというのは御理解いただきたいと思います。

○辻委員

そういうことであれば、確かに形態は違うかと思いますが、その辺のところの説明の中にも概要書の中にも出てこなかったというのがありましたからね、その辺のところをわかるようにしてもらえないといけないんじゃないかなというふうに思うのですが、それだけ形態が違うということであれば、形態のことも含めて今後考えてもらうことも必要かと思いますが、もう一度だけちょっとその辺について、可能性があるのかなのかだけでも聞かせてください。

●江原情報戦略局長

先ほど紹介しました2件ですが、広告入り封筒の中で物納をしていただいております部分、それから雑誌スポンサー制度、これらにつきましては、当然ながらものを換価した形で広告料にかえていただいておりますので、成果説明書、または事務の概要書で成果としてきっちりあげていうと



ということが必要かと思っております。そういう形での見せ方というのを今後の各課と協議をしながら進めていきたいと考えております。

◎中村委員長

他に款 21 ございますか…野口委員。

○野口委員

95 ページの衛生費の収入のところ、2 番目のがん検診健康診査費収入が 179 万 6,800 円とありますが、この内訳を教えてください。

◎中村委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 4 0 分)

(再開 午後 1 時 4 0 分)

◎中村委員長

休憩前に引き続き開議を開きます。

健康課長

●岩佐健康課長

申し訳ございませんでした。がん検診の健康診査の収入でございますが、集団のがん検診での自己負担金となっております。集団では乳がん検診、子宮がん検診を実施しておりますので、そちらの自己負担分の収入となっております。

○野口委員

そうしたら、それは乳がんとか子宮がんに何人ぐらい受けているのですか。

●岩佐健康課長

集団のがん検診で子宮がんが 395 人、乳がんが 1,653 人の受診数となっております。

◎中村委員長

よろしいの。

他にございましたら…世古口委員。

○世古口委員

97 ページの農林水産費収入のところでお伺いいたします。

土地改良施設維持管理の関係で適正化事業費収入ということで、これにつきましては交付金的なものか、あるいはまた事業を行ってやったものか、この内容につきまして御説明を願いたいと思います。

●松井維持課長

これは農業関係の湛水防除事業の排水ポンプ場の維持工事に伴います補助金でございます。

○世古口委員

施設管理の工事のお金ということでございますが、こういったものにつきまして、地元負担というようなものはないと思いますが、その辺はどんなのですか。

●松井維持課長

これにつきましては、国が 30%、県が 30%、市が 40%、施工する年度に市が 10%を負担するというようになっております。

**【款 22 市債】** 一括 発言なし

◎中村委員長

他にありませんか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

款 22 を終わります。以上で歳入の審査を終わります。

課税課長

●岡課税課長

先ほど寄付金のところで後ほどという話をさせていただいて、手持ちの資料がなくて申し訳ございませんでした。

23 年度の資料を持ってきましたので報告をさせていただきたいと思います。

寄付金控除はいろいろあるのですが、今回はふるさと応援寄附金ということでございますので、ふるさと納税に関するところでお答えをさせていただきたいと思います。

23 年度実績といたしましては、対象者 29 名に対しまして、影響額と申しますか市税の控除額としましては、136 万 3,000 円ということでございます。

◎中村委員長

終わったんや。報告だけです。

次に歳出の審査に入ります。

入れ替えをします。暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 4 4 分)

(再開 午後 1 時 5 6 分)

◎中村委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査を続けます。

次に歳出の審査をお願いいたします。

**【款1 議会費】** 発言なし

**【款2 総務費】 <項1 総務管理費> <目1 一般管理費>**

○野口委員

113 ページの7番目、地域自治推進事業の1,393万6,499円ですが、予算額は3,714万2,000円に對しまして、これだけの決算になっておりますが、このように少ないのはどういうことなのでしょうか。

●奥野環境生活部参事

当初予算が3,714万2,000円に對しまして、決算額1,393万6,499円でございますが、当初ですね、23度中に地区みらい会議10地区が立ち上がることを見込んでおりまして、予算化をたてさせていただきましたが、現実には立ち上がりのところがございませんので、準備会5地区のみの立ち上がりとなりましたことから決算額がこのようになったものでございます。

○野口委員

準備会が5地区だけというのは、本当にさみしいことでありまして、これは絶対にやらないかん事業ですので、こうなったのはどういうことでしょうか。

●奥野環境生活部参事

今まで私ども地域へ出向かせいただきまして、自治会の役員さんを中心に、地域の皆さんの御理解を賜りますように説明をさせていただいておりますが、なかなか、理解に時間がかかっているというところがございます。現在設立済は6地区ではありますが、準備会が6地区立ち上がっておりまして、準備会の手前の地区も既に数地区ございますので、今年度末か来年の頭にはですね、ある程度のところが設立をされる見込みだと考えております。

○野口委員

本当に地域の皆さん方がこのふるさと未来会議自体も、住民の方のところまでおりてこないのではわからない人がいっぱいいらっしゃいます。このようなことで27年の4月から立ち上げていくっていうのはちょっと大変…もう2カ年しかないのです、その点につきましてもどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

●奥野環境生活部参事

昨年度末に制度の延長を2年間認めていただきまして、当初25年からが27年にお認めをいただきました。それを踏まえまして、職員、そして地区担当職員とともに、さらに地域に入りまして丁寧な説明をさせていただきまして、皆様の御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員

地域に入って説明をしていただいているんですけども、大まかなところへ行っていただいて、小さい地区のところには、まだ入っていただいていないと思いますが、皆さん方が本当にふるさと未来会議は何をするやろというので、ほとんどの人たちにまだまだそのところが浸透していないので、この2年間なんですけども、この2年間のうちに、大変ですけども、もっともっと中に突っ込んで入っていただきませんか、せつかくこの事業を立ち上げていただきましても、なかなか皆さんのところであまりうまくできないといかんと思いますので、その点はいかがでしょう。

●奥野環境生活部参事

今おっしゃっていただきましたように、まず最初は地域の自治会長さんを中心に説明をさせていただきます、御了解いただきましたところから各地域の役員さん、そして、各地区の皆さんに御説明にあがらせていただいておりますが、こちらから、上から上段という形ではございませんので、なかなか皆さんの御理解をいただけないのは、今委員がおっしゃっていただいたような形だと考えております。

私どもも、広報等を通じまして皆さんの御理解をいただきながら、職員の意識改革をさせていただきますながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員

ありがとうございます。よろしく願いいたしたいと思いますが、私たちも住民の1人として、その中に参加させていただいて、本当に皆さんでやらないかんことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。期待いたしておりますのでよろしく願いいたします。

◎中村委員長

野崎委員。

○野崎委員

僕もこの113ページの1つうえ、行財政改革推進事業でお尋ねさせていただきます。

こちら事務の概要書を読ませていただきますと、23年度窓口業務の民間委託の検討ということで先進地の視察に行かれたというふうに書いてあるのですが、端的で結構ですので、もしよければ所感をお聞かせいただけますでしょうか。

●江原情報調査室長

23年度に民間委託の検討をしてまいったところでございますが、私率直なところ百聞は一見にしかずというか、これは進めていくことについてメリットがあるなということを実感したところでございます。

○野崎委員

大変簡単な所感でございましたがありがとうございます。

今進めていくほうが、メリットがあることでしたので、かなり前向きというか、成果のあるような答弁であるのかなと思うんですが、これ成果年度が、ことし既に24年度の半分きておるのです

が、どの辺をめどに、まあもちろん提案は総務政策委員会になるのかなと思うんですが、結論というかこれの結果の反映が出てくるかなというふうな見込みがもしありましたら教えていただけますでしょうか。

●江原情報調査室長

これにつきましては行革の実実施計画でもあげさせていただいておるところでございますが、この計画によりますと、予定では平成 26 年 1 月に窓口の委託ということで、いろいろと窓口もございしますが、できるところからそれを目途に進めていきたいというふうに考えております。

○野崎委員

行革の推進というのは大変すばらしい話かなと僕も思っております。ただ一方で、今現在も窓口は嘱託の職員さんが多かったりとか、また実際その入札をされる会社の人がどこの、例えば現地採用をしてくるのかとかいろいろと解決する課題が多いと思いますので、なるべく早目早目にいろんなところで情報の周知の徹底をお願いしたいと思います。

◎中村委員長

目 1、他にございませんか・・・品川委員。

○品川委員

私も同じところで聞かせていただきます。まず最初に 2 つありますので、一つずついきたいと思えます。

行財政改革推進事業、外部委員による点検があったということで、9 月にこういう冊子が出ておりますよね。この冊子の中にいろいろと職員の意見も外部意見も入れて総括をされておると思うんですけども、これ今回やったことについて総括をしていただけますか。

●江原情報調査室長

23 年度、7 月から外部点検、それから内部の点検については 8 月から取り組みをさせていただいたところでございます。

外部点検につきましては外部の委員さんの意見を聞きながら。内部点検につきましては、この同じ、この四つの視点ということで、点検いたしておりますが、そういうところの点検をいたしまして、新年度予算編成のときのヒアリングのところで、各課にその点検結果を確認しながら、今回の予算編成に臨ませていただいたというところが、大きな成果であったかなということで思っております。

○品川委員

四つの視点として社会的需要、公平性、業務改善、民間委託のところを審査をされておると思えますけど、先ほど予算につなげたというので、10 個ありますのでね、事業がね、それについては各課の部分で聞こうと思えますけれども、ただ僕も前回も言わせていただいたように P D C A ですか、P l a n、D o、C h e c k、A c t h i o n というところでチェックをされたと思うんですね。やっぱりそういう外部の公平な目で見られたところをしっかりとチェックして、次の予算に反映しておるか、ここが大事になろうかと思うんで、その辺は再度お答えください。

●江原情報調査室長

今回 24 年度の予算編成ということで、私どもこの点検結果ということで各課に確認をさせていただきました。24 年度の実施状況についても、これは確認していく必要があるのかなということで今度の予算編成についての課題かなというふうに思っております。その辺もちょっと整理して今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

○品川委員

わかりました。今度の予算は非常に期待したいところだと思います。

ことしもね、また同じような点検をされておると思うのでしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

もう一つですね、地域自治推進事業についてお聞きしたいと思います。昨年の決算のときに私これ、25 年 4 月ということでね、大丈夫ですかという質問をさせていただいたら、できますというような大きな返事をいただいて、逆にびっくりしてしまって、こちらも次の質問を忘れてしまうようなことやったんですけれど、それが半年もせんうちに 2 年延びたと。普通やったらできると答えたら、まあちょっと待っても半年が限度だと思うんですけど、それが 2 年延びたのはなぜかというところの理由をちょっと教えていただきたいと思います。

●奥野環境生活部参事

昨年の決算議会、1 年前のときに元気な返事でさせていただいたのは現実でございますが、その後ですね、各地域に入らせていただいて、皆さんとお話をさせていただく中で、先ほど野口委員の御質問にもお答えさせていただきましたが、なかなか理解浸透というのが深まらないという形になってまいりまして、ことしの 24 年 2 月 17 日の総務政策委員会におきまして、2 年間の期間延長をお認めいただいたところでございます。

現実的に、昨年 5 つの地区の準備会が立ち上がっておりましたが、その準備会がそのまま設立ということが、その年度にはなりません。やはり地域の皆さんと行政とが一緒に話をしながら、立ち上げていくのがこのふるさと未来づくりだと考えておりますので、その段階で・・・2 年というのは、1 年ではちょっとまだ無理なところがあるかなと考えましたので 2 年という形の期間延長をさせていただいて、お認めをいただきましたので、それにつきましては 2 年間で何とかこちらも頑張りたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○品川委員

昨年のときに聞かせていただいたときに、できるというふうに答えたんですよね。覚えてますよね。それができると答えたということはですね、大体 80%から 90%はできているであろうと、ちゃんと自分のところで理解をしておったというふうに僕は理解するわけですね。その後、地域へ入ったら、全然違ったというのは、ちょっと決算委員会で御答弁を願うには、僕はちょっと行政の方はどう考えておるんか全くわからないのですが、あのとき私は、多分そんなにいかないであろうという思いで、大変なこともあるからということで聞いたわけですね。そうやけれども当局は少なくとも 80、90%はできるということやったじゃないですか。それは後から入ったら、えらい理解が違ったなというのは、ちょっと答弁としては、僕はおかしいなと思うので、もう 1 回そこら辺を整理してお答えください

い。

●奥野環境生活部参事

昨年の返事の後で半年もせずということはというのは、当然やと思います。昨年3地区しかできあがっておらず、決算議会のときに5地区の準備会しか立ち上がっていなかったのは現実でございます。ただ、あと半年の中で何とかその5地区を設立、そして5地区の次に続いておりますところも設立をできればという形の中で御答弁させていただいたかと考えておりますが、現実の中に入りますと、やはりなかなか市民の皆さんの御理解がというものがという形の中で、このような状況になっておるところは認めざるを得ないところだと考えております。

○品川委員

説明書によりますと理解の浸透に苦慮したと書いてあるんですね。この理解の浸透に苦慮したという意味がよくわからないので、例えばこういうことがわかってもらえなかったというふうに言っていたほうがよくわかるので、その点ちょっとお教えてください。

●鈴木市長

すいません、政策的なことものですから、私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の決算のところ、平成25年度にできるといった過度な期待というか、誤解を招くような発言を許した私の責任もあろうかと思っておりますので、その点につきましてはおわび申し上げたいと思います。

この未来会議のつくり込みに関しましては、市町村合併してから地方自治をどういうふうに進めていくかということで非常に大きな課題ということで、職員も一生懸命になって取り組んでまいりました。ただですね、私も就任してから各地域を回らせていただいて、なかなか進まない状況に地域の皆様も職員もやきもきしている状態が随分長く続いておりました。当然モデル地区となった3地区の皆様も、モデル地区から進まないやないかといった御意見もいただいてまいりまして、職員からいろいろと報告を受けたりしますと、未来会議の目指すところだとか、例えば行政に対する要望だとか、そういったところで地域によって非常に大きな差がございました。例えば、一つの地域では、行政がやることは、我々がやるから任せてくれていいよと言われてもらえる地域もあれば、例えば地域によってははいいや、行政が最後までフォローアップしていただかんと、これ成り立たんよということで、善し悪しは別としまして、地域によって自治の濃淡ということが明確になりました。濃淡の中にも、財政的な面、人材的な面、例えば事務所をどこにするかといった面、こういったところでも随分ばらつきがありまして、そのフォローアップをまとめ切れてこなかった部分があるかというふうに思っております。

そういう部分で何とか、じゃあどういうふうにしたら、これまでできなかったことを完成できるんだろうかということで、中で協議をさせていただきまして、2年間という猶予の期間をちょうだいしたというふうに理解をしております。

なんせこの未来会議のことにつきましてはこれからの地域の将来をつくっていく根本的な大きな目標となっておりますので、我々も地域の方々と一緒になって、少しでも早く成功に結びつけていきたいと思っておりますので、また議員の皆様におかれましても、各地域で応援をしていただけると非常にありがたいかなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

## ○品川委員

市長御答弁ありがとうございます。

まず最初にふるさと未来づくりを始めるときに、地方分権があつてこれから地域内分権に入るよという話もさせていただいて、当然行政と協働でやること、行政がやること、自主でやること、共助の部分と。特に共助の部分のところをふるさと未来づくりに頑張ってもらおうという話もしてここまで来たんですね。これについては地域性もあるしなかなか難しいということも言わせていただいて、でもやっぱりいいことだからやろうというてきたわけですね。その中で市長が今言われたことは、全部これは今までに議論をしたことやと思います。

それですね、心配するのは2年間を延ばしてしまうと、やっぱりできなかったということに…目標が25年やで必ずそこまでやろうという気持ちが2年延びることによって、まあできやんでも仕方がないなというふうに後退をしていくというのが非常に怖い。これが1点と、もう一つは、やっぱり目玉的な政策がない。例えば財政面においても、将来的にはそのみらい地区のところ、維持課の側溝であるとか、そんなのは地域で優先順位を決めて、お金を渡すのでお宅らが発注してやりなさいよと、そんなところまでいけばもう大したものだと思うのですが、やっぱりそういう目標を持っておらんと、ただ単にこうやってやりましょうというだけでは、市民から受けるとなんか市の仕事を私らに振ってきたというだけしかないんですね。ですからちゃんとそういう、市が考える、その地域地域によっていろんな考え方もあると思います。先ほど市長の言われたように地域のことを僕らに任せておいてくれという方もおれば、押しつけてくるんかということもあつて、非常に濃淡が違うところですよ。例えば公園の掃除の業務でも今は公園委託しましたけれども、地元の町会とか老人会が一生懸命、掃除もしてくれる草も刈ってくれるところがあれば、これは市の仕事や市がやらないかんというところもたくさんあったわけですね。やっぱりそういう意識のところを一つずつ上げていかないと、やっぱり濃淡の差があると、それが一つのものに向かつていかないと、それが1番難しいところだと思うんですね。

なかなかの一言で特にいうと職員さん、中に入っている職員さんはいつも頭を…、僕は話を聞くと、これからどうしたらいいやろうかと、言葉でいうのは簡単やけれども、一体何をしたらいいんやというところがやっぱり1番のネックになってくるんですね。そうすると後は、目標はこんなことやんなんやと、これはある程度、市が、そういうパターンのものをしっかり示さんとですね、地域によりますけれども、最低の根幹的なことだけはちゃんとしたらんと、やっぱりこれは理解するのは難しいと思います。

各町によってはそんなん入らんでも、町会長に言って、そういう維持側溝とかそんなのは、町会長が市役所に行って頼んできたらいんやというところもあれば、それは学区で危険順位を先に考えて、ここを中心にやってもらおうかというところも出てくると思います。

そやでこれからここが大事なことになるので、できるだけわかりやすくね、そこへ入るには示してもらわんといかんと思います。

前も一般質問で言わせてもらいましたが、例えば沼木地区なんかが介護、まあいうたら高齢者のためのバスなんかを自分ところで走らすという目玉事業はできたら、じゃあうちもあれをやろうということで、それができるかもわかりません。ですからそういう目玉的な事業をわかりやすく市民の方にやってもらったら、まちづくりするところということもできるんやなという、なんかひとつのことをやったらんとなかなか進まんのかなと思うので、そこら辺だけは再度頑張っていたきたいので、御決



意だけ聞きたいと思います。

●鈴木市長

非常に御理解のある、また御助言もいただきましてありがとうございます。

今回のみらい会議につきましては、各地域地域の特性がどれも随分とお力添えもいただいております。

先ほど沼木のこと御紹介いただきましたが、厚生地区では、買い物難民の方々と呼ばれるような買い物の支援だとか、小俣では、子供たちへのサポート、そういった個性的な事業も立ち上がってきておりますので、そういった皆さんがつくっていただいた芽を、少しでも大きく伸ばしていくこと、これも一つの大きな目標になろうかと思っておりますので地域にあった課題や宝物探し等から、新しい芽を伸ばしていくように我々も全面的にバックアップ、そして進めていきたいと思っております。

◎中村委員長

目1 ございませんか・・・世古委員。

○世古委員

今ですね、野口委員も品川委員も聞かれたので簡単にしたいと思っておりますが、地域自治推進事業で23年度当初予算から決算はかなり低くなって、その理由等とかまたこれらの事業について今話があったのですが、今話を聞かせてもらっておって、2年延びたことで平成24年度の予算をみると、平成23年度の決算からかなりの伸びというか高い額で予算をされておると思っています。そうなってくると2年延びたら、24年度も半分ぐらい過ぎておりますけれども、またそれが24年度もできやんだ説明に終わってはやっぱりいかんと思うし、予算をつけた重みというものがあると思うのでね、その辺のお考えを一つだけ聞かせていただきたいと思います。

●奥野環境生活部参事

24年度予算につきましては、23年度中に何も立ち上がることはできなかったのですが、24年度当初、4月5月6月に各1カ所ずつが立ち上がっております。明倫、神社、修道が立ち上がっております、今準備会が6カ所設立されております。その準備会につきましては、今年度末を目途に設立という形で今各地域に入らせていただいてさせていただいておりますので、それでいきますと今年度中に9カ所くらいの見込みでさせていただけるかなと考えておりますので。予算をとらせていただく中では、こちらの思いも含めた中ではあったかもわかりませんが、ある程度の予算執行はできるのではないかと考えておるところでございます。

◎中村委員長

よろしいですか、目1は他にございませんか・・・宿委員。

○宿委員

何点かあるのでお願いをしたいと思います。

1点目は工事検査の業務について、まずお聞かせを願いたいのですが、検査室の結果というのか工事と業務委託等々の表はいただいておりますが、検査結果の中で、たぶん工事検査のことですから、

点数をつけられておると思います。そのことについてもう少し詳しく御説明をいただければなと思います。

●河原田検査室副参事

委員お問い合わせの点数のことにつきまして御説明させていただきます。

平成 23 年度につきましては、点数をつけさせていただいた件数は工事の場合 190 件ございまして、平均点は 82.7 点でございます。ちなみに最高点は 93 点で、最低点は 55 点でございます。

○宿委員

そうしますと、そこで検査室として検査をしていただいているいろいろと課題が出てきたのではないかなとこんなことを思いますので、そのあたりのことは整理をされておりますか。

●河原田検査室副参事

課題としましては、特に検査員 3 名がおりますけれども、均等な検査をあたなければならないということが特に感じておりました、また業者さんの指導、特に A 級から B 級 C 級とございますけれども、公共工事の品質の確保、向上という意味で、御指導をさせていただかなければならないかなと感じております。

○宿委員

確かに検査室の皆さんも各業者の方の顔がきちっとみえるところにおいて、なかなかその中で評価をするというのは非常に心苦しいところも出てくるのではないかなと思いますけれども、それは、今言われたように公平な立場できちっと評価をしていただきたいと思います。特にこの最低が 55 点だったということを知りました。非常に残念だと思いますし、こういったときの業者の扱いというのは、今度入札制度等々に反映されるということもお聞きをしておるのですが、どんな扱いになるのですか。

●水谷管財契約課長

市の工事発注に当たりまして、過去 2 年間に工事検査の評点で 59 点以下が 2 回あった場合 3 カ月間の指名停止 59 点以下が 1 回および 60 点以上 64 点以下が 1 回の場合は 2 カ月、60 点以上 64 点以下が 2 回の場合は 1 カ月の指名停止をさせていただいています。

○宿委員

それなりにペナルティがつくということですよ。非常に大事なことだと思いますし、やはり行政側の仕事を受けて契約をするわけですから、それに対して検査で受からなかったというのか、非常に問題であるということについては、工事のやり直し、また、入札制度があるんですけれどもその参加についても、一考をいれるというのは、問題ないのではないかなと、こんなことを思います。わかりました。ありがとうございます。

次に移らせていただきます。

ちょうど入札の関係を少し言わせていただいたので、もう少しお願いをしたいんですけれども、今入札制度が頻繁にという話ではないんですけれども、この経済情勢の中で、市内で受注というのがな

かなか難しい状況、また低額ということになってまいりました。維持課の仕事にしても、一時は維持課だけでも 50 数億円のような、予算を持っておったのが今は3分の1以下になっておるのではないかなど、こんなことを思います。

それも踏まえて本会議場で、総務部長が業者の数を示されておりましたけれども、それそんなやったら極端に3分の1になったかというところではなくて、減少はあるものの、非常にその中で過当競争が非常にあると。それも低額的なことということで。最低制限価格を上げたりということで、非常に苦勞をさせていただいておると思います。

そういったことで少しお聞かせを願いたいんですけども、何か最低制限価格の変更もし、78.64 から82.08 ということで、3.44 ですか、アップをしたということをお聞きしました。

非常に業界の方にとっては大事なことではあるとは思いますが、当然工事のことですから、ABCランク、それ以下ということもあると思います。その中で状況を見ると非常にアンバランスな状況が出てきておる。BC参加の工事については、70 点に近いというのか、もうぎりぎりのところで、実はもうあとはじゃんけんしなければならぬというような形になっております。この状況というのはどのように判断をされておるのか見解をお聞きしたいと思います。

#### ●水谷管財契約課長

落札率につきましては、業種工事等によりそれぞれ差があります。今おっしゃっていただいたように確かに低ランクと申しますか、CDランクの業種につきましては落札率が非常に低いのが現状でございます。そういうことを踏まえまして、最低制限価格の引き上げをさせていただきまして下限を66.67%から70%に上げたということで一定の効果、底上げはできたというふうに考えております。

#### ○宿委員

そのことは私も踏まえて今御質問申し上げたわけですが、実際に70%に上げたけれども、実は66.67 ときに、一つの仕事の中に、40 社から金額を入れられたと、ところがそのうちの25 社ぐらいが同金額で、以前は66.67 で並んでおったということが見受けられました。もちろん工事によっても違います。ABCランクによっても違います。それが70%になったといえども、また今度はそこでもいろいろと並んでおるといことがあります。この中の課題としては、国の入札制度の中で、やはり予定価格の公表というのが非常に問題あるということで、国からも総務省からも、どうなんだというような疑問符をうって地方公共団体にも送られておると思うんですけども、そのあたりのことは目に見えてみえますか。

#### ●水谷管財契約課長

事後公表につきましては、昨年6月から大規模工事、建設工事等で5,000 万円以上、コンサルタント地質調査等なんかで300 万円以上の大規模工事につきましては事後公表をさせてもらっております。ただし小さい工事につきましては、積算に手間がかかるということで、すべてをようやっておりますけれども、今後、事後公表をどうするのかというのをこのまま施行を続けながら、もう少し見きわめていきたいと考えております。

#### ○宿委員

私は今の部分で課題が2点あると思うんですね。1つはやはり70%という最低制限価格がいいかど

うか。高くせいという人ももちろんたくさんおります。というのは、今の工事関係にしても、正直もうこの伊勢市内の中小零細企業が非常に受注回数も減ってきた。今回のこの財政の状況を見てみると、それでも正直、収支差額が、これは後でまた御質問申し上げますけれども、19億から出てきて、そのうち積立金をし、純粋に4億何がしかというのが黒字やと、これで僕は喜んでおられるような状況ではないのではないかなど。正直、このあたりのポイントの問題とか、今の予定価格の公表にしても一つの問題があります。ただ、中小零細のところに対して、予定価格をきちっと公表しないとなかなか積算業務というのが、現場も行き、事務も行き、積算もするということが、1人の個人事業主ではなかなか難しい面があるということもそれもよく理解もするんです。ただそのあたりのすみ分けをどのあたりまでしながら、このあたりの70%によらない独自の特色を出して75%にするなりして、最低制限の方向をつけていくということも、伊勢市内の業界としてはすごく利益率も上がることで、そのあたりはどうなのかなというようなことをこの決算に向けて非常に感じました。

入札制度というのは非常に重要なことだと思いますのでね、どのあたりのことをこれから考えていくのかということがあれば、ちょっと部長さんをお願いをしたいと思うんですけども。

#### ●藤本総務部長

入札制度のことをございますけれども、御承知のように入札制度につきましては、全国いろんな制度がございます。完全な制度というものはないものと考えています。

私どもの制度につきましては、検証しながらより改善の方向へということで取り組んでいるところでございますけれども、先ほども委員から御指摘がございました予定価格の公表、これをしないことによつてどういうメリットがあるかといいますと、先ほど出ましたくじ引きというのが少なくなってくるかと思えます。ただし、落札率70%、その部分が上がっていくということはまた別問題になってこようかと思えます。それはそれで対策を講じていかないかん。いろんな課題があるかと思えますけれども、今の私どもが使っている制度が完全なものとは考えておりません。いろいろと御意見をいただく中で、より改善に取り組んでいきたいというふうに考えております。

#### ○宿委員

正直どの方式がね、入札制度がベストなのかということとはなかなかないと思えます。ただ、伊勢市内のこの経済状況のこと、中小零細の今の状況を考えたら、本当に、1万でも2万でも10万でも100万でも工事を1つでも多く発注をしていくというようなときに、ある面、発注はしたいけれども、やれば非常に競争が過激でなかなかとれな。とつても70%ということになると、それは痛しかゆしみたいな状況にならないのかなということをしごく危惧するわけです。

今部長が言われたように、この決算の中で上げよ下げよという話ではなくて、私は今の課題としてね、70%というのは低すぎるのではないのかなというように1点。もう1点は公表の仕方についてもそれだけ集まることについて、いかがかなということをしごく危惧するので、この決算を通じてまた御検討も含めてお願いをしたいと思えます。

次に移ります。今のところで実は、大変全国で受注機会が少なくなってきたということで官公需の法律が実はあります。

官公需について中小企業の受注の確保というのですか、そういった法律がありますので、地方公共団体は国の施策に準じて、この中小企業の特性を生かしながら、この官公需の法律の制度を使ってですね、組合その他に受注または随意契約等を含めてやりなさいということに実はなっておるんです。

だからこれは伊勢市内の業者を対象にということももちろんあると思いますけれども、受注の機会を多く与えるということについて、非常に機会が出るのではない中というような理解を僕はしています。そのあたり、担当課ではどのような認識をもってみえるのでしょうか。

#### ●水谷管財契約課長

官公需につきましては、法律でそういう定めがあることは存じ上げております。ただし管財では、当該課でこういう工事は、官公需でということをしていただかないと、なかなか難しい問題でありますので、担当課と調査をさせてもらって今後どのように取り扱おうか研究させていただきたいと思います。

#### ○宿委員

担当課と言われましたけれども、担当課に聞くとね、やっぱりそれは管財の関係でということ、あなたらはボールの投げあいをするわけです。ですからこれは委員長に聞きますけれども、副市長さん、確か入札関係の委員長になられておると思いますけれども、私は有効に使えるところは使ってほしいなど。非常に伊勢市内の中小零細の関係というのは非常に厳しい状況です。除草1つでも、以前はシルバー人材センターにぱっと投げればいいというような状況から、実は40万、50万の除草についてもちゃんと入札してくださいよと。ABCランクのCランクの方でも本当に除草の仕事も取りたいよというような状況まで出てきております。そのあたりのことは本当にこの庁内の各課の方はわかってみえるのかなとすごく不安に思っています。

入札制度のここを変えればこんなに良くなるということはないと思いますけれども、常にやっぱり市内の状況ということも照らしながら、制度のことも、いろいろとさわってもらえるということが必要ではないかなということもあって、この官公需なんかも非常に重要な役割ではないかなと僕は思っています。

これは制度としては確立をしておりますし、全国で市町村の中でも大いに活用して、その分野について特化して、受注をしておるといったようなことがありますから、それはもう個人に行くわけではなくて大きく組合的なことでね、受注を得られるということですから、そのあたりのことをどうしていくかについては、ちょっと副市長さんにお考えをお聞かせ願いたいと思いますが。

#### ●松下副市長

まず入札制度につきましては、先ほども総務部長申し上げましたように、これで定まったというものはなく、やはりその時代時代に応じて調整をしながら、1番いいもの目指していきたいというふうに考えておりますので、今後もそのような形でしていきたいと思います。それから基本的には、私どもこれまでも市内業者さん優先でまずは市内をお願いをする、市内で無理ならば市外と段々に広げていくということで、まずは基本市内におかせていただいております。

それから、ただいま御案内のございました官公需につきましては、組合にすべての業者さんが入っておるわけではございませんので、その辺もございますので、十分研究をさせていただきたいと考えております。

#### ○宿委員

わかりました。

次に、電子入札のシステムのことでお伺いをします。

どうも私も勉強不足で本当に申し訳なかったのですが、実は業界の方から電子入札で、例えば何々工事の入力日があって、締め切り日があると。例えば伊勢であれば、今週の金曜日の3時までに入札の数字を入れて締め切りを下さいよということになります。そうするとその発表が土曜・日曜を越えて月曜の昼なのか9時なのか僕はちょっとわかりませんが、そのあたりに出ることです。業界の方から、そのことについていかがと。県は、例えば金曜日の9時に入札の締め切りがありました。9時5分にはどこが落札の権利がありましたよということで結果が出ます。ところが伊勢については、金曜日の3時にあっても、月曜日の9時なのか、12時なのかちょっとそのあたりはお聞かせを願いたいのですが、そこまで待たなならんというようなことになっておるといことですが、そのあたりのことは事実関係も含めてちょっと御答弁ください。

#### ●水谷管財契約課長

電子入札について御説明させていただきます。

毎週月曜日3時に情報を公開させていただきます。その情報によりまして金曜日の日の3時までに入札の数字を入れて締め切りを下さいよということになります。そうするとその発表が土曜・日曜を越えて月曜の昼なのか9時なのか僕はちょっとわかりませんが、そのあたりに出ることです。業界の方から、そのことについていかがと。県は、例えば金曜日の9時に入札の締め切りがありました。9時5分にはどこが落札の権利がありましたよということで結果が出ます。ところが伊勢については、金曜日の3時にあっても、月曜日の9時なのか、12時なのかちょっとそのあたりはお聞かせを願いたいのですが、そこまで待たなならんというようなことになっておるといことですが、そのあたりのことは事実関係も含めてちょっと御答弁ください。

毎週月曜日3時に情報を公開させていただきます。その情報によりまして金曜日の日の3時までに入札の数字を入れて締め切りを下さいよということになります。そうするとその発表が土曜・日曜を越えて月曜の昼なのか9時なのか僕はちょっとわかりませんが、そのあたりに出ることです。業界の方から、そのことについていかがと。県は、例えば金曜日の9時に入札の締め切りがありました。9時5分にはどこが落札の権利がありましたよということで結果が出ます。ところが伊勢については、金曜日の3時にあっても、月曜日の9時なのか、12時なのかちょっとそのあたりはお聞かせを願いたいのですが、そこまで待たなならんというようなことになっておるといことですが、そのあたりのことは事実関係も含めてちょっと御答弁ください。

#### ○宿委員

日程を変えることは難しいという結論めいたことを言われますけれども、実際にそういう、昔でいうお役所仕事ではないかなと、こんなことを私は思いますよね。業界の方は、本当にこの中小企業零細も含めて、一つの仕事でも貰ってしたいということで希望をもって入札参加をするわけです。金曜日になったものが土日を超えないと、結果わからないということになるわけです。どちらが、県のやり方がいいのか、伊勢市のやり方がいいということであれば、県が正解ですよ。土曜、日曜、皆さんはお休みかわかりませんが、民間の方はみんな仕事の準備に入ります。暇ですから。そういったことというのは、やはりできることからきちっとやるべきだし、この横須賀方式が今いいのか悪いのか私はわかりません。ところが、これどのくらいの期間がたっておるんでしょう。その中に、このシステムの改良とかはきちっとやりながら、伊勢市にあったような状況でやったらいいじゃないですか。やれない方式ということはないと思いますよ。その間、いろいろと入札制度についても変えてきたのですから、そのあたりはいかがなんでしょうね。もう一度ちょっと前向きな答弁をできればいただきたいなと思います。

#### ●水谷管財契約課長

金曜日入札で、火曜日に開札の日程の件ですけれども、これに関しましては、当初、導入当初ですね、入札を入れて間違えてしまったというような方が、火曜日までの開札までに辞退の届出を出してもらおうと辞退できるというようなこともあるので、当初そういうことも考えて金曜日火曜日にしたという導入の経過もあります。

県方式ですと、朝9時までに入れて、朝9時5分に開札をされてしまいますと、もうこの落札候補

になってしまいますと、辞退をされますと、ペナルティとかがかかってくると。そういうことも考えますと今現在の方法も、業者さんにとってはプラスの面もあるのかなというふうに考えています。

○宿委員

説明を聞きますけれども、業者にとっては全然プラスになっていないんじゃないですか。最低制限価格があるのに数字を間違えて一桁違ったら失格になるわけですから、それはもう放っておけばいい話であって、取れるところにおいて失敗したという人が参加するなんてことはまずないとして、業者にとって有利化なんてことは、メリットがあるなんてことは全然感じませんが部長いかがですか。

●藤本総務部長

私どもの電子入札につきましては、先ほども課長申し上げましたけれども、横須賀市の認証システムを使用させていただいております。そのシステム上ですね、可能なかどうなのか、その辺もちょっと勉強させていただきたいなど。ただ、おっしゃるように、業者さんが金曜日に入札の札を入れられて、結果が出るまで準備もできん、他の仕事の段取りもできんということはあるかと思えます。1回その辺ですね勉強させてください。

◎中村委員長

まだありますか。

○宿委員

まだあります。

◎中村委員長

宿委員、決算審査にとどめてください。

○宿委員

わかりました。あとこの今回の決算の収支の関係で若干管財に、ちょっと御質問申し上げたいんです。23年度決算が460億何がしかということになりました。支出が439億9,000万ということです。当然こんな資料も、決算の状況の資料もいただいておってですね、単年度の収支が4億2,624万ということです。

確かに、財政の健全化を目指しておる伊勢市としては、プライマリーバランスの問題であったりということはいろいろクリアしてきました。ただ残念なことにこの経常収支比率というのがあります。84.7%から85.7%という1パーセントふえてしまったという結果です。このあたりのちょっと評価もいただきたいんですけれども、その黒字にしておる評価も含めてどのようなお考えかお聞かせをください。

●鳥堂行政経営課副参事

ただいま御紹介いただきました決算指標のところでございますけれども、歳出予算のところにつきましては、財政の財政状況の改善というところを目標と掲げる中で、すべての所属が執行にあたって

は、削れるところ削るというふうな形の取り組みをしてきた結果としての数字というということで御理解を賜りたいと思います。

またそういった形の中で単年度収支は先ほど御紹介いただいたとおり 4 億 2,624 万円という形の数字となっておりますが、これがある程度、おおむねのところの目標とすべきぐらいのところの数値かなというふうな形で考えております。

先ほどもう 1 点御指摘をいただきました経常収支比率につきましては、今回のところ 1 ポイント下げましたものの、みんなのまちの計画で定めております目標の 88%は下回っている形で決算できておるという中で、おおむねこの範囲であれば御了解はいただけるところかなというふうには考えておるところでございます。

## ○宿委員

おおむねということも数字的な理解は、私申し上げるに同意をします。

ただ、この 23 年度の決算を見て、本当にこの黒字にして、これだけのお金が余ったよということでもいいのかなということを考えると、先ほども申したように、ここの株式会社伊勢市の外の企業さん、小中零細も大変な状況です。そのあたりの手法も見ながらですね、本当に手を打ちながらやってきたかなということを、非常に僕は残念なんですよね。もっとやはり、4 億何がしか余らせたから、黒字やったからいいよということ、また積み立ての方に 10 億いったからいいよという話ではなくて、そのあたりへもっと手を入れながらやるのがやっぱり 24 年度のこの決算に向けてのすごくいいチャンスではなかったのかなと。そのところがきちっと手を打たれてきたかなということを非常に感じるわけです。

本会議でも、委員長されていますから、中村委員長はそのことは御質問しませんけれども、確かに本会議場での質問の中には、この決算指標の評価としてした場合に、余らせてだけでいいのかなと。数字的には赤字でもない、非常に苦慮しておるといようなことが見えなかったですけれども、伊勢市の経済、そこに対して本当にそれだけの手を打ったかなというところが非常に疑問に残ったんではないかなと思います。使わないことがよかったみたいなことの評価というのは若干違うんではないかなと。そのあたりはいかがでしょうか。

## ●江原情報戦略局長

宿委員のただいまの御質問でございます。本会議の中村委員長さんの質疑の中でも御答弁申し上げましたけれども、今回の部分につきましては使わなくて残したからよかったという評価はいたしておりません。

ただ、将来的なことも含めて今後のことを考えたときに、一定程度の貯金といいますか、財政調整基金なんかへの積み立ても考慮していく必要があるというのは私ども認識をいたしております。財政調整基金が私どもは標準財政規模—ややこしい言葉ですけども—一般的に収入できる一般財源の総額という考え方で標準財政規模というのが約 300 億円弱でございます。それに対する貯金の比率をどう考えていくかという部分がございます、今これ決まったものはございませんが、各市の状況を見ていると 10%から 15%ぐらいはもっておきたいという部分がございます。

今現状の分と私どもの 23 年度末をみますと 30%近い数字になっておりますので、それは、そのうち 15%が例えば標準的であるとするならば、結構大きな金額になっておりますけれども、今後の考えられる将来負担に備えていくという部分も必要かと思っております。



一方、御指摘いただいております市内の経済情勢を踏まえた上で、どんな事業展開とか、政策的な展開をしておられるのかという部分につきましては、委員仰せのとおりというのは十分認識をいたしております。

24年度、今回の決算ではございませんけれども、24年度の予算編成につきましては、市内の経済情勢という部分とあわせて、遷宮対策等々で環境美化、道路等の維持とか、そういうところの部分でかなり力を入れてもらうような予算を担当からあげてもらったというような状況でございます。今後も、今後の将来負担に備える部分、市内の経済情勢に対してどのような施策と申しますか、投資をしていくのか、その辺のバランスを考えながら、予算組み、事業展開に努力していきたいと思っております。

#### ○宿委員

やはり局長の場合は財政の方からの見方ということであると思います。私は決して積立金を取り崩してまでやれというような言い方もしていませんし、財政健全化というのは我々も課題だと思っておりますから、それはその話です。ただそれは、先ほど申したように、伊勢市の状況というのを本当に確認されておるのかなど。例えば23年度に、皆さんがそれだけの手を打たれたというならそれだけの状況の中で、経済がいいか悪いかという指標は一つあるわけです。つまり法人というのを、個人の事業者、新規で23年度は何社ぐらいあったのですか。ちょっと聞かせてください。この市税収入にもたぶん関係してくるのではないかなと思います。

#### ◎中村委員長

どなたですか。出ませんか。

暫時休憩します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時51分)

(再開 午後 3時 1分)

#### ◎中村委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査を続けます。

課税課長

#### ●岡課税課長

23年度で対象となります法人、これは法人市民税の事業者数になりますが、3,112社ございます。

それとは別に、今委員御質問の新設とか解散とかという部分の異動件数につきましては、差し引きは期間の捉え方で若干の相違はありますけれども、23年度の4月からですね、ことしの3月31日までの間に届け出があったものとしたしまして、新しくできました新設が121社、解散が79社、閉鎖が28社となっております。差し引きは先ほど申しました期間によって違いますので、差し引きはあいませんが、そのようになってございます。

## ○宿委員

121 社の新設があり、107 社の廃業等々があるということです。自主財源の根幹をなす市税についても、先ほどいろいろと議論がありました。あの数字、やはりどこまであげるかというのは、皆さんがされておるいろんな仕事の中の、アウトソーシングやいろんなことに関わってくるわけです。今からアウトソーシングのことも含めてちょっと行財政改革をお聞きするのですが、やはり黒字でよかったなという話ではなくて、やはり状況状況、その年度年度のうちの4半期のをきちっと分類していただいて、その中でいろんな手を打っていくということを、工事であったりとか、他の業種のアウトソーシングであったりとかということをやっていくことが、皆さんの僕は責任だと思うんです。そのあたりは中々我々にも判断をしにくい部分ですから、きちっとその時点での手を打っていかないと、今回はこれ23年度です、もう終わってしまった後の話でありますけれども、24年度これからどうしていくというときには、そのこともきちっと踏まえて、お願いをしたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

## ●江原情報戦略局長

まず市内の経済情勢の状況を十分に把握しながら、市として行政としていろいろ手を打っていく必要があるかどうかというお尋ねだというふうに理解をさせていただいております。

23年度の決算ということで、もう終わったことということで御紹介いただきましたですけれども、24年度は先ほど申し上げましたように遷宮対策という意味合い道路の関係の維持補修等々と事業につきましても、また観光対策につきましても、防災事業につきましても一定程度の積み上げをさせていただいておるというふうに理解をいたしております。

22年度、23年度、それを投資的な経費という部分で比較をしてみますと、22年度につきましても、大きな中学校、2つの学校の分が終わったということもございまして、22年度と23年度では見かけ上は非常に大きく減になっているという現状もございまして。

それらも踏まえまして、24年度は一定程度の事業量を確保しておるというふうには理解をいたしております。

今後につきましても、市内の状況をそれぞれの各所管が把握しながら、必要なところに前倒しでも事業を入れられる部分につきましても、それぞれの段階で予算措置をしながら適正に対処をしていきたい。それと、事業課のほうの事業量をこなせる事業というのもございまして、その辺とのバランスを考えながら、適正に対処するように対応していきたいと思っております。

## ◎宿委員

わかりました。正直この決算資料の中でも、投資的経費と消費的経費が載っております。消費的経費が60.1%、投資的経費が8.7%、このようなことです。

この投資の中に全部今言った伊勢市の市内の経済ということで関わりがということにはなりません。しかしながらその一端というのは、地元の業界であったり業者であったりというところがやっぱり担うわけですから、そのあたりのことを十分細かく調査をしていただきながら、その発注等も含めてお願いしたいと思っております。

次に行財政改革のことで御質問申し上げたいと思っております。

先ほど品川議員からも事業点検の外部点検結果の質問がありました。私もこれ見せていただいて、これ全部やると大変時間かかりますので、代表的なものだけをちょっと言わせていただくと、例えば、

自己評価として庁内でやられておる評価と、やはり外部評価というのがもう全然違うというような結果があったと思います、この中には。その視点も違う。例えば、老人の乗り合いバス助成の関係もありました。これまた、その時に触れますけれども、ここでも公平性の関係からいくと、年齢の到達の対象になるため、公平やということをご自己評価としてはやっています。年齢が公平やと。75歳から皆、老人の乗り合いバスの運賃助成のチケットがもらえるから皆公平やというような見方ですけれども、僕もこれは間違いだと思います。でも外部評価を見てみると、やはりバス券がどの路線で回収されているのかを把握してほしいとか、バス停が近いから、遠いといった利便性において公平性の課題があると。もう全然見方が違いますよね。事業のやり方としては75歳ということを決めておるだけで、それを市民に、75歳以上の人を対象としたときに、バス停一つにしたって遠いか、近いかがすごく大きな課題だということであっていただいております。

だからこういう評価を受けたときに、すばやくどのように、担当課としては、この結果を受けてどのように動くのかということ、この1点ですけれどもお聞かせください。

#### ●江原情報調査室長

外部点検の結果でございますが、外部点検、全部の委員会を開催したわけでございますが、この最後まとめということで、先ほど宿委員さんからおっしゃられたように市民サービス、これが、つまり市民全体を地域であるとか、世代であるとか、これを網羅しているかを踏まえながら、やってくれというような御意見をちょうだいしております。

先ほども品川委員さんの御質問にお答えさせていただきましたが、こういうことも踏まえながら、新年度予算の要求がありますので、それをヒアリングの時点でチェックしながら、私どもとしては行っていきたいというふうに考えております。また、今度25年度の予算要求がもうすぐ時期になってきますが、その時点でも24年度の成果を踏まえながら、私どもとしてはチェックをしていきたいというふうに考えております。

#### ○宿委員

わかりました。こういった外部評価を受けたということであれば、大変視点が、やはりこの内部の自己評価とは全然違う視点からの評価があるわけです。

我々も議会の中で、外部評価に近いとはいいませんけれども、行政側の事務担当でやっておられる方とは違う視点でいろんな御質問もしたり、いろいろな注文もつけるというのはそのあたりもあると思うんですよね。だからそのあたりをどのときに修正をしていくかということは、非常に予算にもかかわるし、政策にもかかわってくるわけです。そのあたりを私は聞きたいわけです。これを受けてやはりこれが25年度しか変わらんということであれば大変時間がかかるわけですから、スピード感が非常にない。日ごろ鈴木市長はスピード感をもっていろんなことをやっていきたいという話ですから、やはりこのあたりは外部評価を受けたことによってすぐに修正ができる、政策として転換ができるようなことというのが、やっぱり今行財政改革の中で求められることではないかなと思いますけれども、その点についてもう一度お答えをください。

#### ●江原情報調査室長

ただいま機動的に改革していくというようなことで、御質問だったと思いますが、私どもちょっとそういう視点は持ち合わせておりませんでしたので、今後ですね、それを予算編成なりに反映してい

くような前にどのような形がとれるかということ、ちょっと中でも研究をさせていただきたいというふうに思います。

#### ○宿委員

それはぜひお願いをしたいと思います。

もう1点、行政サービスのコスト集というのを出されました。僕は本当にこれいいことであるなと思いますし、減価償却費も載せていただいておりますから、臨時囑託の面のことが若干、ちょっとこの収入支出のところに課題があるかなとしても、やはりこれは非常に大事なものではないかなと。こういったことを検討していただくということは、やはり歳出の抑制にもなるわけですから、そのあたりのことをお願いしたいと思うんですけれども。今回また白書が出ました。やはりこれは24年度つくられましたけれども、内部的には23年度からずっとされてきたことだと思います。私も施設問題というのは、やすらぎプールをはじめいろんな個人的な意見は持っています。このコスト集とこれとのリンクというのは当然やっていかないと絵に描いた餅になるわけです。これは将来の危機を煽る、煽っているという言い方はいけませんけれども、大変や、大変やということだけは、これにはたくさん載っております。ところがコスト集等を含めてどのように取り扱いをしていくのか。それにはやっぱり市長の決断というのにも必要になってこようかと思うんですけれども、そのあたりのことをちょっとお聞かせください。

#### ●江原情報調査室長

まずコスト集については、行政サービスいろいろございますが、こちらについて一体どのくらいお金がかかっているのかと。1人当たりどれくらい御負担いただいておりますのかということを目に見える形で出させていただいたものでございまして、今回の白書についても、これから施設のマネジメントをやっていかなくんうえで、まず、その施設の状況を「見える化」していこうというようなことでございます。

今、御指摘をいただきまして、ちょっと私もそこまで、頭がまわっておりませんでした。ちょっと今御指摘いただいたことについても、リンクさせていくというふうなこともちょっと考えながら今後はやっていきたいなと思います。

#### ○宿委員

市長、ぜひちょっと御意見というか、御発言もいただきたいのですが、この白書のこと、私が申し上げた行政サービスのコスト集も出されました。このあたりは確実にリンクをしながら、市長の決断も含めて必要になってこようと思います。市内のこういった行政サービスの中には100%はありません。当然やはり賛成反対もあるし、地元へくるほど、地元に着するものほど、非常にこのコスト集と施設のマネジメントを見てもね、あなたが非常に判断しにくいようなことが出てくるのではないかなと。それはやはりどこでやるかということはこれだけのものをつくったのですから、やっぱり実行はきちんと確実にしていただきたいと、こんなことを思うのですが、そのあたりの考え方だけお願いをして終わっておきます。

#### ●鈴木市長

行政サービスのコスト集、公共施設マネジメント白書、そして1番の大もとは人口構造の変化とい

うこと、これから将来にわたって伊勢市をどういうふうに地域経営していくかということでデータベースとなるものが1番大事なんだろうということで、つくらせていただきました。

一つに地域経営にあたりましては、これまでの行革のやり方も勉強しながら、マネジメントの考え方によると、コストカットの考え方や、それぞれの資源をどういうふうに生かしていくかということもやはり重要な視点かというふうに考えております。我々が押しつけ的に独断でやっていくことも時には必要かと思っておりますけれども、やはり地域の皆さまに御理解をいただきながら前進させていくことも必要だというふうに考えております。

決してこのものを無駄にすることなく、これを活用した地域経営を進めていきたいというふうに考えております。

## 〈目2 秘書管理費〉

### ○世古口委員

秘書管理費の中の、市長交際費につきまして若干お伺いしていききたいと思います。

バブルが弾ける以前ですと、推測の域を出ないわけですが、伊勢の市長の交際費については、500万円ぐらいついておったのではないかなど。町村においても2、300万円ということでもたれておりました。そうした中で、時代の変化とともに昨年されてきております、この資料を拝見しますと100万円ということで、決算が42万何がしということで、非常に少額に終わっております。私は金を使わなければいけないとか、そういったことを言うつもりはございません。概要書を拝見しますと、全国あるいは東海、県の市長会の旅費、経費の域を超えない金額ぐらいたと判断するわけでございますが、この点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

### ●村田情報戦略局参事

今御指摘いただきましたように、交際費については、各市とも減少の傾向にはあると思います。伊勢市におきましても、平成22年度におきましては、慶弔費だけということで、年間で11万4,350円の慶弔費でございました。23年度の予算につきましては、100万を見ていただきましたので、執行の状況も変わってまいりました。東京等で企業等の訪問をして、そちらの時の手土産、あるいは伊勢に訪問いただいた各種団体さんあるいは、企業さんに対する手土産等も出させていただくような形になりまして、交際費として正常なといいますか、社会的儀礼の範囲の中で適正な執行をさせていて、交際費としての効能を果たせるような使い方をさせていただいた結果が予算から比べるとかなり少ないですけれども、42万2,600円という決算になりまして、交際費の活用については十分させていただいていると考えております。

### ○世古口委員

御答弁を聞いておりますと慶弔費が主ということでよろしいわけですね。

### ●村田情報戦略局参事

平成22年度につきましては慶弔費だけだったのですが、平成23年度につきましては慶弔費に加えまして、手土産等のお金とか、記念品のお金とかの別途の項目のお金も支出させていただきまして、範囲を広げさせていただいております。

○世古口委員

伊勢といたしまして大切な時期を迎えてきております。そうした中におきまして、果たして対外的な交際がかなりふえてきておると思いますが、果たしてこれで回っていくのかなというような気がするわけです。やはり伊勢の関係で、首長として全国的にあるいはまた東海、県内、そういったところで市長がいろいろなアクションをおこしてもらおう中で、やはり交際費についても、それへ向けて追従していくのではないかなと思いますが、これにつきまして再度考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●村田情報戦略局参事

今委員仰せのように多方面にわたって交際を広げていかないかん状況にあると思います。ただ、旅費の関係ですけれども、例えば東京に出張する等の旅費があると思うんですけれども、それは交際費の費目からではなくて、旅費から支出しております。決算を見ていただきましても 110 数万の旅費があると思いますので旅費という形で活用をさせていただきます、対外的な、東京等の方面についての首長としての活動等をさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○世古口委員

最後に市長にお聞きいたしますが、やはり職員、数多くございますし、またいろいろな関係で、慶弔費とか、そういったものがかなり私はいるんじゃないかなとこのように思います。そしていろいろな関係の交際費、そこらも含めまして今の額で十分いけるんじゃないかという秘書課長の答弁でございますが、市長の口から思いを、これでは困っておるんやとかいろいろあろうかと思っておりますので、その辺 1 回聞かせてくれますか。

●鈴木市長

以前、本当に景気の良い時代は委員のおっしゃるとおり莫大な税金の投入があったと聞いておりますが、やはりそれはそれなりの投資的な意味合いもあったかというふうなことを聞いております。我々としましても、市民の皆さまからお預かりしております税金ですので適切に扱わせていただければというふうに考えております。以上で御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○世古口委員

市長の答弁をいただきまして十分理解したということで、思いたいわけですが、私はなかなかそれでは大変だなと。今後いろいろな面におきまして伊勢の首長として恥ずかしくない、手拔きのない対応をやっていただきたいと思っております。

**〈目 3 人事管理費〉**

○小山委員

大事業 3 の職員採用試験事業のところでは少しお尋ねをしたいと思っております。採用試験の日程とか実施方法についてどのように決めているのかお聞かせください。

●可児総務部参事

採用試験の日程等ということでございますが、まず採用にあたりましては、採用計画を立てることになります。採用計画を立てるにあたりましては、次年度の勸奨退職者がどれぐらいあるのか。また定員管理計画をやっておりますが、その中で職員の削減を行っておりますので、定員管理計画の進捗状況等々を判断いたしまして、その中で採用計画を立てまして、職種でありますとか、日程等を決めさせていただいておるといような状況でございます。

○小山委員

実施方法も聞きたかったのですが、今他の市町との共通の試験ですか、それで共通の日に行っていると思うのですが、伊勢市単独でした場合と共通の同じ日にした場合のメリット・デメリット等をお聞かせください。

●可児総務部参事

現在採用試験につきましては、県下の大半の市町が委託をしております企業がございます。そこでの統一試験日という形の中で採用試験の日程を決めさせていただいておるところでございます。メリットにつきましては、重複して公務員試験を受けられる方というのは、国でありますとか、県でありますとか、他の市町などいろいろと受験される方が多いかと思っております。そういった中で市町が統一した日をやることによりまして、やはり重複受験ができなくなりますので、辞退されることがないというのがメリットではないかなと考えております。

デメリットにつきましては、受験者側からとりますと、そういう受験の機会が少なくなるというふうな面があるのかなと考えております。

○小山委員

有能な人材を県とか他の市町に採られないように県より先に採用試験をすることはできないものかと思っているんですけど、これ実際にあった話ですが、伊勢市が大好きな子が、伊勢市役所が本命で他はどこも受けず、伊勢市に入りたいということだったのですが、練習のために県の試験を受けたところ通ってしまいまして、県から他の公務員試験を受けないという誓約書を求められたということで、その後で伊勢市の試験があるものですから、伊勢市に合格できるという保証が何もないものですから苦渋の選択で県へ行ったということもありますので、これがもし県より先に試験があればそういうことを防げたと思うのですが、どうなのでしょう。

●可児総務部参事

優秀な人材の確保ということで、県よりも先ということでございますが、公務員受験される方につきましては、私どもは誓約書をとっておりませんが、誓約書らしいものを取っておられる市町があるというの聞いておりますが、基本的には労働契約の位置づけになっておりまして、民法上そういう形になっておりますので、ある一定の期間がありましたら、その契約を解除することは可能で、法的にはその方は責任を問われないという形になりますので、例えば、県を受けられて伊勢市を受けられて、例えば県が先にあつて誓約書のようなものを提出されても、例えば伊勢を合格されれば、伊勢に来ていただくことは可能ではないかなと思っております。県からそういった部分で法的に訴えられる、その受験者の方が訴えられるということはなかなか難しいんじゃないかなとそういうふうにご考えてお

ります。

#### ○小山委員

もしも県にそのまま入ってしまった場合に、県に在籍したまま翌年度伊勢市を受けることは可能なのでしょうか。

#### ●可児総務部参事

私どもで職員採用につきましては募集要項をつくっております。そこの中の受験区分、受験資格等々ございます。そこに合致すれば現役の方でも、他の地方自治体の現役の方でも受験していただくことは可能であると考えております。

#### ○小山委員

その場合同級生と1年遅れで伊勢市に入ってくることになると思うんですが、何か不利益というのはないのでしょうか。

#### ●可児総務部参事

基本的に給与面の話になるかなと思っております。ただ給与面におきましては前歴換算というのを行う形になります。ただ民間の場合ですと何割または公務員期間は何割っていう形ですので、例えば、委員仰せの三重県の公務員期間という形になりますと、前歴換算 10 割という形になりますので、前年度大卒の新卒で同じように入った方と、例えばその方が大卒で1年遅れで入った場合は変わらないとそうのように考えております。

#### ◎中村委員長

他にございませんか…辻委員。

#### ○辻委員

職員のメンタル面でお聞きしたいと思います。

概要書には、メンタルヘルス事業で相談件数が延べ 176 名で 69 名の方が受けられているというように書かれております。これを見ますと職員のメンタル面という部分では、すごく大事なところであろうかとは思っておりまして、職員が働く中で働きやすい環境づくりというのが必要かと思っておりますが、これ相談件数が載っておるわけですが、実際休職とか仕事に出られないとかですね、そういった方がもう一度復帰できたとかそういった事例が何例かあるのであればその紹介をしてもらいたいと思っております。

#### ●可児総務部参事

現在メンタルヘルスの休職者の状況でございますが、休職中の職員が平成 24 年 9 月の時点でございますが 1 名でございます。また長期にわたる部分でございますが、休職処分までいかない、分限処分までいかない部分でございますが、病気休職で長期の方が 2 名という形になっております。

また、過去にメンタルヘルスでのそういう通院歴等々のある方が 17 名ということで、全体では 20 名程度と考えております。今詳細な資料を持っておりませんが、過去には休職をされておった方が復



職をされた場合も3、4件でございます。

#### ○辻委員

成果もあがっているのかなというふうには思います。そういった部分では、これからも職員のメンタル面というのは、本当にデリケートなところがありすぎて難しいところがあるんですが、余り話をしているかどうかはわかりませんので、これからもその件数等ですね、もっと、まだ、相談にも行っていない方もあろうかというふうに思います。その辺のところの吸い上げとか、一度相談に載ったらどうかとか、各課でも話をしてもらおうような形をつくってもらおうような環境づくりというのはお考えになってみえますか。

#### ●可児総務部参事

各課におきましては、所属長のマネジメントというのが非常に重要ではないかなと考えております。やはりちょっと様子がおかしいなあ、ちょっと時間外が非常に続いておるな、元気がないな、そういったものがあるのかなと思います。

そういったときに、やはり所属長から声かけをしていただいでどうなんやと。例えばそういう相談もあるよ、医者にかかることはどうなんやとか、そういった部分で所属長から、やはりメンタルヘルス等々の防止につきまして、積極的に対応するように私どもからも働きかけをさせていただきたいとそうように考えております。

#### ○辻委員

そういった形で、職員のメンタル、要するに私たち市民が、安心して市行政を任せている部分があるわけですから、その辺で職員が、そういった部分でしっかりと仕事ができるような体制づくりを今後もよろしく願います。

#### ◎中村委員長

目3他にございませんか・・・野崎委員。

#### ○野崎委員

この中で、ちょっと1点お聞かせをください。

人事管理費の3番目、職員採用試験事業というところでお聞かせをいただきます。

平成23年度、昨年の大きな問題の一つとして、第2副市長の公募というものがあつたかと思ひます。

市民の立場として少しお聞かせをいただきたいのですが、今回、成果説明書、事業概要書、全部この項に関しては載っておりません。ここで聞くのが適切かどうかはわかりませんが、不掲載の理由だけ少し教えていただけますでしょうか。

#### ●可児総務部参事

副市長の公募の件についての経費でございますが、公募募集の周知等につきましては、以前にもお答えいたしまが伊勢のホームページへの掲載をはじめといたしまして、広報いせ、ケーブルテレビ等々で情報提供の周知を行っておりまして、周知のためのそういう広報掲載等の費用の支出はございませんでした。

人的な部分で、通常業務の中でのそういう募集の作業はございましたが、そういった部分で経費の支出がなかったことから今回、決算書への掲載はございませんか。

○野崎委員

支出がなかったら決算書への掲載はないというのは理解をさせていただきました。なので例えばチラシを刷ったので本来は 111 ページ、既に審査は終わっておりますが、調査費用の中で印刷費、もしくはコピー代としてとればよかったのかなという思いもあるのですか、本来辞令がおりておれば、概要書の 144 ページ、職員採用試験関係、面接等に載ってきたのかなと思いますので、やはりあれだけ大きな事業であれば、この概要書中には、事業費 1 万 5,000 円という事業から載っていますので、別立てで事業をちゃんとして、市として、ちゃんと総括をされるべきではないかなという、その点だけ少し不満がある、大きな不満があるということだけ申しまして終わりたいと思います。

#### 〈目 4 人材育成推進費〉

○野崎委員

ここでも少し聞かせてください。

今回のこの人材育成推進事業の中の職員研修事業、これが概要書を見せていただきますと中にカイゼンという事業がございます。

市長の口からも昨年度も何度かカイゼンという言葉が聞かれたかなと思うんですが、この中で、事業の概要書 150 ページ、改善制度 1 人 1 改善キャンペーンというのが、昨年度に行われたと書いてあります。

実績にしていうと 294 件、各課ごと、各部ごとでそれぞれ実施の月が決まっておるわけですが、もともと職員さんの数からするとこの 294 件という件数は 1 人 1 カイゼンにしてはちょっと少ないのかなと思うのですが、今どのようにお考えか少しお聞かせいただけますでしょうか。

●可児総務部参事

カイゼン制度でございます。カイゼン制度につきましては、業務改善制度と、職員提案制度の 2 つの制度を 23 年度からカイゼン制度という形の中で整理をいたしまして、常に仕事のやり方を見直して、所属以外の仕事につきましても視野を広げて知恵を出し合って、効率的、効果的に仕事ができる仕組みとしての制度として立ち上げたところでございます。

先ほどは委員から御指摘のありました 23 年度につきましては新たに構築したこともございまして、職員への周知の浸透を図るという意味合いで、1 人 1 改善というキャンペーンを実施させていただいたところでございます。結果的に、部によっては、やはりいろんな職種、また、人数等々がございます。そういった中で、結果的にこのような 294 件という形の実績となったところでございます。

○野崎委員

少しその、22 年度の決算の概要書にこの改善の人事考課の制度説明というのがあるんですが、係長級以上で 245 名、一般職員で 302 名がこの改善と人事考課の説明会に参加されたというふうな形で書いてあります。計 547 人とその数字を見ても半分近い数字なので、ちょっとこのキャンペーンは不発に終わったのかなとなるんですが、この中で各担当部署というのが決まっていっておるんですが、12

月と1月に関しては12月に計3件、1月が計9件という1けたという非常に少ない数字になっております。

12月の担当部署は上下水道部、1月の担当者部署は教育委員会と総合支所となっておりますが、この担当されておる部署の方がもしいらっしゃいましたら、この数字が少ないことについての見解を少しお聞かせいただきたいのですが。

●本多上下水道部長

まず上下水道部といたしまして、御指摘がございましたので御説明させていただきます。御指摘のように数字として現れていないことにつきまして、部の課題として認識をしなければならないと反省しております。

私ども日常業務にありましては、常に公営企業職員として、また市民のライフラインを預かる職場としての、意識を強くもって市民サービスにあたるように指導し、そのような環境づくりを進めているところでございますが、このような結果につきましては、こういうことを続けられないよう改善をしてみたいということで努力をまいりたい。

●中村二見総合支所長

職員それぞれが意見を出し、検討をしてみりましたが、既に取り組み中であったりして、新たな提案がなかったわけでした。

今後も、改善制度については、鋭意努力をして取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

●森小俣総合支所長

小俣総合支所からの提出件数でございますが、1月の提出件数9件のうち、小俣総合支所からは3件の提出となっております。これにつきましては、これまでに改善がなされたもの、そういったものもございますので、件数としては3件に収まっております。

また部署によって職員数も変わっております。そういったことで、小俣総合支所ですと職員数が9名のうち3名からの提出があったということでございます。

●田中御菌総合支所長

今回の提出状況につきまして、数字として現れていないことについて大変申し訳ございません。

今後この改善制度につきまして積極的に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●玉置教育部長

遅れて申し訳ございません。教育委員会といたしまして、この中に出しておりますように2件でございます。ちょっと私ども職員にも確認をさせていただきました。あまりにも件数が少ないということで、正直申しまして、職員といいますか、管理職我々の認識不足ということでございます。と言いますのは、実際見てみましたら20件ほどカイゼンというのは、教育委員会内では出ておりました。ただしこちらへ送るのをとめておったといいますか、個人で職員課へ送るということになっておりましたので、二人の職員が職員課へ送らせていただいて、後の職員は自分で手にもっておるとか、その中で

暖めてしまっておったというような部分がありましたので、その点、もう本当に認識不足といえますか、個人で確実にお送りをせないかんだ部分が、こちらの手元に残っておったということですので、その点も認識を今後新たにさせていただいて、1人1改善ということで進めさせていただきたいというふうに感じております。

#### ○野崎委員

先ほど既に済んでいたからというような話もありましたけれども、恐らくこの1人1改善という趣旨はより効率的な業務であったり、市民サービスをよくするために今以上、100%が今なら101%を目指す事業だと思っていますので、以前の改善は正直なところ関係がないのかなと、本来の趣旨であればと思います。

たまたまだと思うんですが、もちろん先ほど、支所長さんがおっしゃっていただいたとおり、職員数からの比率からいけば、総務部も決して多い、100%という数字ではないのかなと思うのですが、少し気になるのが、総合支所それから上下水道部、これらは本庁の外ですので本庁からのマネジメント体制が、若干これ外だから離れたのかなという印象を受けてしまうような部分もあるのですが、そのあたりで外に対してのマネジメントというのは、どのように、ちゃんと市長としての意思統一ができているかの確認を少しさせていただきたいんですが。

#### ●可児総務部参事

今回の1人1改善キャンペーンにつきましては、キャンペーンを実施するにあたりまして、本庁内外を問わず、それぞれの部長・所属長・庶務担当者へメール等々で周知を行ったところでございます。

#### ○野崎委員

もちろんメール等を送っているのはわかっているのですが、やっぱり市長それから本庁それから市民の方を向いてきちっと仕事をしているかというのはこういうところの数字に出てくるんじゃないのかなと思っています。やっぱり市長が、一言、こう、と言ったら、皆がそっちの方向をバツと向くというような形の体制づくりにぜひ邁進をしていただきたいなと思います。

#### ◎中村委員長

目4で他にございます・・・品川委員。

#### ○品川委員

毎年お尋ねをしておるのですが、この人事課制度のことをお伺いしたいと思います。人事考課制度については、私もう合併の前からずっとお話をさせていただいておりますが、一時、合併で職員さんがみんな入ってくるということでいったん休憩をしまして、それから続けていくのかという間にやっていくということで昨年も聞かせていただき、いつになったら実行するのかという、24年というお答えがあったわけですが、今の進捗状況をお聞かせください。

#### ●可児総務部参事

委員仰せのとおり、昨年度の決算等でも委員から御意見等をいただいております。

大変遅れていることにつきましては、申し訳なく思っております。現在庁議での最終段階に入っ

おりまして、近いうちに制度導入につきまして結論が出ると考えております。導入等々につきましては、制度がまとまりしだい早速今年度に制度の導入を行いまして、25年度には給与面に反映するような形をとりたいと考えております。なお、制度導入に際しましては、議会にも決まった段階でお知らせをさせていただきたいとこのように考えております。

#### ○品川委員

給与面にも反映をさせるというお答えがあったのですが、これ、宿議員の方が20年の3月議会で、人事効果制度についての質問をされております。18年の7月に給料改定をしました。1表は4分割の細分化されました。ということはすごい意味が大きいというようなことで、私は給料で評価するということは余り、好ましくはないと思っております。これは前のときにも申し上げましたが、各課各課によって仕事の内容で、職員も判断をしにくいところが非常に評価の問題で難しいところもあるんだろうなということも質問をずっとしてきて、それでやるということで私は非常に期待をしておるわけですが、ただしこれは一番大事なことは、一生懸命やっておる職員さんと、それからまああと、それともう一つは、うーんというところを、きっちりとしないと、一生懸命やっておる人のモチベーションが下がるということですよ。そういうことだと思います。

これはちゃんと職員さんに伝わるように、この制度を利用できるかどうかということをもう1回再度お答えください。

#### ●可児総務部参事

給与面という言い方をさせていただきました。実際に給与面という形になりますと、本俸であります給料でありますとか、場合によっては期末勤勉手当の勤勉手当等々も考えられるかなと思っております。その辺につきましては、今ちょっと内部での協議の段階ですので、御容赦いただきたいと思います。委員仰せの勤務評定に対する公平性透明性の確保が、非常に大事ではないかなと考えております。

今回勤務評定を行うにあたりましては、必ず被評定者と面談等々を行いまして、業績でありますとか、能力評定等々につきまして本人からのいきいき捧って者とですね、面談等々を行いまして、業績でありますとか能力評定等々につきまして、本人からの記述等々につきまして面談等を行いながら、公平性透明性を図っていききたいとこのように考えております。

#### ○品川委員

非常に難しいことですが、頑張ってほしいと思います。

これは、将来のことを考えると、ぜひともこのところは頑張っていただかないかなと思っております。

管理職の皆さんについては、やっぱり昇給がなくなった、管理手当が定額になったということで、例えばここに書いてある「つれづれサロン」なんかで講演をしておりますけれども「上司一昔なら「偉い」人、今は「辛い」人」と書いてありますね。こういうことをされていますね。これは、まあ職員さんが本来ならもってはいかんことやと思うんですね。やっぱり自分が管理職であるプライドをもって、やっぱり若い人材を育てていくという思いでやっていかんと、上司になられた方が、僕ら管理職としてつらいんやわ、えらいだけやわというような思いでされておったら伊勢市政は絶対にだめになると思うんで、そこら辺の考え方も大事だと思うんでその点責任のある方にお聞きをして終わり

たいと思います。

●可児総務部参事

委員仰せの部分につきましては、「つれづれサロン」という形の中で掲載をしたものでございます。「上司ー昔なら「偉い」人、今は「辛い」人」ということでございますが、これは現代コミュニケーションセンター所長の坂川さんのエッセイの言葉でございまして、そのエッセイの言葉について許可を得て掲載したものでございます。意味合い的には、今上司の人が昔部下であったころは、上司は偉い人であったが、今の部下は上司を辛い人と思っているなど、平成生まれくらいの若い年代と上司世代とは価値観、行動様式、常識などかなり違っているといった内容のエッセイでございまして、そこら辺の部分を引用させていただきまして、目的といたしましては、職員の資質向上、またいろんな見識を深めるという意味合いの中で幅広く意識啓発、知識を獲得するための手段としてその言葉を用いたものでございますのでよろしくお願いいたします。

○品川委員

この講習がどうのこうのというのではなくて、職員さんの中でも管理職は負け組みやみたいな話が出ておったのは事実ですよ。ですからモチベーション自体をもっと高く持っていただいとすることで、再度もう一つ責任のある方をお願いしたいと思います。

●藤本総務部長

大変失礼をいたしました。当然私ども、仕事をさせていただいて給料をいただいております。管理職であれば、管理職の仕事をして、その報酬を得るということでございます。

ただ、そういった今も書いてございましたけれども、「昔なら偉い人、今は辛い人」ということにならないようにモチベーションをしっかりともっていきけるように、私どもも周知徹底をしたい。努力をしていきたいというふうに考えております。

◎中村委員長

目4 ございませんね。目4 終わります。  
続いて目5の審査をお願いします。

**（目5 恩給及び退職年金費）** 発言なし

◎中村委員長

お諮りいたします。

本日はこの程度で散会し、24日10時から継続会議を開き、款2総務費、項1総務管理費、目6広報広聴費から審査を続行いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎中村委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また本日御出席の皆様には、会議通知を差し上げませんので御了承いただきたいと思います。

上記署名する

平成24年9月21日

委員長

委員

委員